

「倉敷市障がい福祉計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市障がい福祉計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 3人 5件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

平成26年度中に計画を策定し、ホームページ等で公表します。

4 参考

意見募集期間 平成26年12月9日（火）～平成27年1月5日（月）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課

倉敷市障がい福祉計画（第4期）素案 に対するパブリックコメントまとめ

パブリックコメント実施方法

- ・市内障がい福祉関係団体・機関へ郵送（52団体・機関）
- ・市ホームページ掲載
- ・本庁障がい福祉課，情報公開室，児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課，真備保健福祉課，庄・茶屋町・船穂の各支所，及び児島・玉島・水島の各障がい者支援センターへ素案冊子配置

パブリックコメント意見募集期間

平成26年12月9日～平成27年1月5日

パブリックコメント意見提出者数

3名（意見総数：5件）

	<p>P 36「イ 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実」</p> <p>P57「共同生活援助(グループホーム)」</p>	<p>また、「入所・入院から地域生活への移行促進」として、次のとおり記述しています。</p> <p>イ 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実</p> <p>...地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="772 517 1437 772"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">第4期(見込み)</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同生活援助(グループホーム)</td> <td>利用者数(人/月)</td> <td>260</td> <td>270</td> <td>280</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、障がい者施策全般にかかわる基本的な理念や原則、分野別施策の基本的な方向性や目標などを定めた「倉敷市障がい者基本計画(平成26～30年度)」においても、「精神保健対策の充実」として、次のとおり記述しています。</p> <p>P38「エ 精神障がい者の在宅生活支援のための地域ケアネットワークの充実」、「オ 精神保健の緊急対応体制の整備」</p>	区 分		第4期(見込み)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	共同生活援助(グループホーム)	利用者数(人/月)	260	270	280				
区 分		第4期(見込み)																	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度															
共同生活援助(グループホーム)	利用者数(人/月)	260	270	280															
<p>障がいの程度にかかわらず、親は、親亡きあとの生活を施設ではなく、住み慣れた地域で、支援の限界まで生活してほしいと強く願っている。</p> <p>日中活動の場の充実のみならず、<u>地域で生活し続けるための居宅サービスの充実を図ってほしい。</u></p>	<p>P 33「ア 介護給付体制の確保」</p> <p>P52～53「訪問系サービス～」</p>	<p>御意見の趣旨については、「日中活動の場及び在宅サービスの充実」として、次のとおり記述しています。</p> <p>ア 介護給付体制の確保</p> <p>利用者の障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な方など、障がい者の多様な介護ニーズに対応していくため、生活介護など介護給付体制の充実を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="772 1722 1437 2024"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">第4期(見込み)</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居 宅 介 護</td> <td>利用者数(人/月)</td> <td>970</td> <td>1,000</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td>利用時間(時間/月)</td> <td>11,990</td> <td>12,360</td> <td>12,730</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		第4期(見込み)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	居 宅 介 護	利用者数(人/月)	970	1,000	1,030	利用時間(時間/月)	11,990	12,360	12,730
区 分		第4期(見込み)																	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度															
居 宅 介 護	利用者数(人/月)	970	1,000	1,030															
	利用時間(時間/月)	11,990	12,360	12,730															

区分		第4期(見込み)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	55	56	57
	利用時間 (時間/月)	4,370	4,450	4,530
区分		第4期(見込み)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
同行援護	利用者数 (人/月)	50	55	60
	利用時間 (時間/月)	550	605	660
区分		第4期(見込み)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
行動援護	利用者数 (人/月)	30	33	36
	利用時間 (時間/月)	345	380	415
日常生活において全面的に介助を要する重い障がいのある子どもは、家族のみで支援しているのが現状。在学中であれば、日中活動の場の確保はできているが、卒業後は家族との生活のみとなり、共同生活を学ぶことがなくなる。また、行動援護サービスを利用したくても、人材不足のため余暇の利用ができない。	P 36「イ 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実」	御意見のうち、グループホーム(介護型)の充実については、「入所・入院から地域生活への移行促進」として、次のとおり記述しています。		
地域生活を充実させるために、家族のレスパイトとして短期入所を利用し、行動援護サービスを利用することで、成人期に、日中活動を利用しながら共同生活を体験させたい。	P 37「ア 移動支援事業等の提供体制の確保」	イ 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実 ...地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。		
そのため、 <u>グループホーム(介護型)</u> 、 <u>行動援護サービス事業所</u> 、 <u>短期入所サービス内容(自立型ではなく、介護型)</u> のそれぞれについて、 <u>充実を図ってほしい。</u>	P 33「ウ 短期入所(シヨ	また、行動援護サービス事業所の充実については、「外出やコミュニケーションの支援」として、次のとおり記述しています。		
		ア 移動支援事業等の提供体制の確保 ...重度の障がい者で行動障がいがある方に対する「行動援護」...の質の向上と必要量の確保に努めます。		
		短期入所サービス内容(自立型ではなく、介護型)の充実については、「日中活動の場及び在宅サービスの充実」とし		

ートステイ)・
日中一時支
援の提供体
制の確保」

て、次のとおり記述しています。

ウ 短期入所(ショートステイ)・日中一時支援の提供体制の確保

地域で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行えるよう、受け皿の不足が指摘される短期入所サービス実施事業者の確保に努めます。

また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。

P57「共同生活援助(グループホーム)」

区 分		第4期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
共同生活援助(グループホーム)	利用者数 (人/月)	260	270	280

P53「行動援助」

区 分		第4期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
行 動 援 護	利用者数 (人/月)	30	33	36
	利用時間 (時間/月)	345	380	415

P57「短期入所」

区 分		第4期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
短期入所	利用者数 (人/月)	120	130	140
	利用日数 (人日/月)	500	550	590

3 その他

御意見の概要	計画(案) 該当ページ	市の考え方
<p>高齢障がい者が寝たきり生活にならないよう、健康づくり(足・腰を丈夫にする)の場を設け参加できる仕組み作りを計画してほしい。</p>		<p>倉敷市障がい福祉計画は、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスの質・量などを確保するための方策などを定めています。</p> <p>御意見の趣旨については、障がい者施策全般にかかわる基本的な理念や原則、分野別施策の基本的な方向性や目標などを定めた「倉敷市障がい者基本計画(平成26～30年度)」において、「保健・医療・リハビリテーションの充実」として、次のとおり記述しています。</p> <p>P35「ア 障がい者の保健に関する情報提供と健康診査の受診勧奨」</p> <p style="padding-left: 2em;">障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図る...</p> <p>また、同基本計画において、「障がいの原因となる疾病等の予防・治療」として、次のとおり記述しています。</p> <p>P40「イ 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進」</p> <p style="padding-left: 2em;">...「健康くらしき21」の推進により、市民と協働した健康づくり運動を展開し、健康増進を図ります。</p>

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市障がい福祉計画(素案)について
2 募集期間
平成26年12月9日(火)～平成27年1月5日(月)
3 趣旨
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の提供に関する体制づくりやサービスの質・量などを確保するための方策などを定める「市町村障害福祉計画」について、第3期計画(平成24～26年度)の計画期間が満了することに伴い、第4期計画(平成27～29年度)を策定する必要があります。 このたび、「倉敷市障がい福祉計画(第4期)素案」を作成しましたので、皆様からの御意見を募集します。
4 資料閲覧場所
・本庁障がい福祉課, 情報公開室 ・児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課, 真備保健福祉課 ・市ホームページ 等
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 下記「6 問合せ先」まで ・提出時間 土曜・日曜, 祝日及び年末年始(12/27～1/4)を除く8時30分～17時15分 (2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所 障がい福祉課 平成27年1月5日(月) 必着 (3) F A X (086-421-4411) (4) Eメール(wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp)
6 問合せ先
倉敷市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所本庁1階13番窓口 ;086-426-3305 FAX;086-421-4411 アドレス;wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市障がい福祉計画素案

(平成 27～29 年度)

平成 26 年 12 月

倉 敷 市

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけと計画期間	2
3	計画の理念・目標及び重点課題	4
4	計画の策定体制	5

第2章 障がい者等の現状

1	人口動態	7
2	身体障がい者の状況	9
3	知的障がい者の状況	11
4	精神障がい者の状況	12
5	障がい福祉サービス利用者の日常生活動作（ADL）の状況	15
6	アンケート調査結果に見るサービスの利用状況及び利用意向	19
7	障がい児の就学の状況	23
8	障がい者の雇用・就業の状況	26

第3章 重点課題ごとの取組

1	相談支援体制の充実	28
2	日中活動の場及び在宅サービスの充実	31
3	入所・入院から地域生活への移行促進	35
4	外出やコミュニケーションの支援	37
5	障がい児支援の強化	39
6	障がい者のための総合的な就労支援	43
7	障がい者雇用に対する理解の促進	46

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1	平成29年度の目標値	49
2	事業量見込み	52

第5章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	68
2	計画の進捗管理	68

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成26年1月、採択から7年、発効から5年あまりの歳月を経て、我が国もようやく障害者権利条約の批准を行いました。国では、この条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」の制定を行いました。これにより、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実（支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大等）、障がい児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等）、地域における自立した生活のための支援の充実（グループホーム利用の際の助成を創設、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設等）などの新しい内容が示されました。

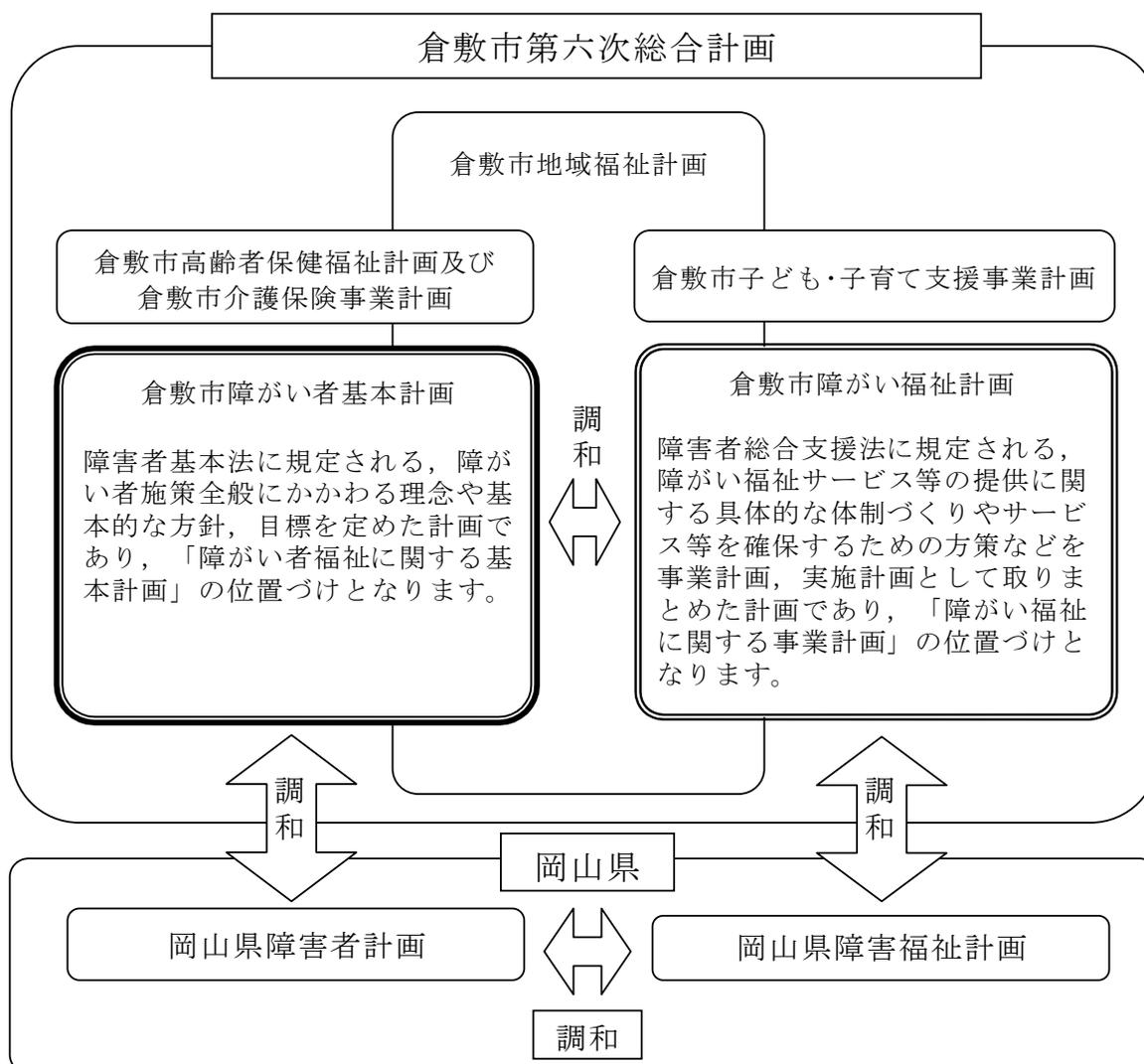
本市では、平成24年3月、これらの改正内容を踏まえ、「倉敷市障がい福祉計画」の見直しを行い、新たに創設されたサービスを含む障がい福祉サービスや地域生活支援事業の基盤整備に努めてきました。また、平成26年3月には、平成25年に制定された「障害者差別解消法」の内容も踏まえ、「倉敷市障がい者基本計画」の見直しを行いました。

この度、「倉敷市障がい福祉計画」が平成26年度までの第3期計画期間終了を迎えることを契機に、上位計画である「倉敷市障がい者基本計画」との整合性を図りながら、その見直しを行う必要があります。第3期計画期間中における取組の成果を踏まえ、障がい者の自立に関する新たな数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の事業量を見込み、その提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的として、「第4期倉敷市障がい福祉計画」を策定することとしました。

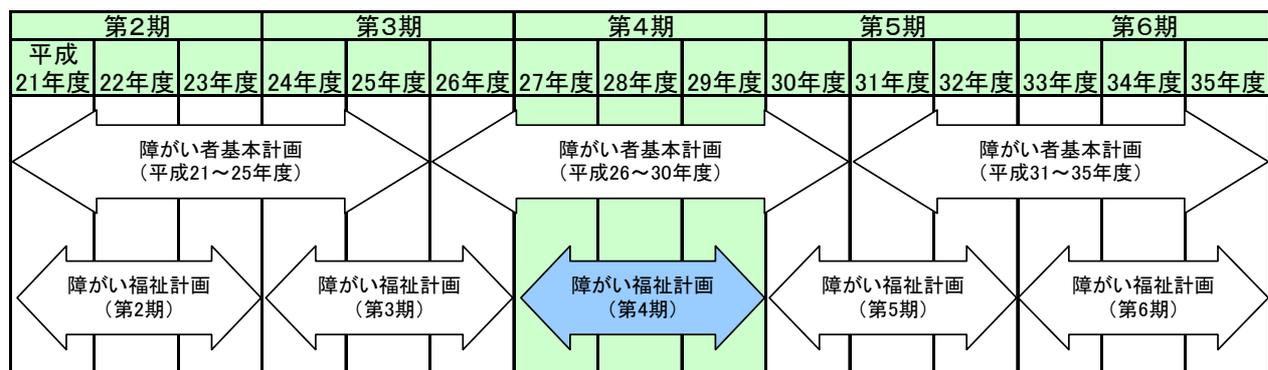
2 計画の位置づけと計画期間

この計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、国の定める策定指針を踏まえ、3年を1期として策定する「市町村障害福祉計画」です。この第4期計画では、第3期計画期間中の福祉サービス等の利用実績やサービスニーズの動向等を踏まえながら、平成 27 年度から 29 年度までのサービス見込量と、その提供体制の確保と円滑な事業実施のための方策を定めます。

また、この計画は、国の「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」や、県の「岡山県障害者計画」、本市の「倉敷市第六次総合計画」を踏まえ、「倉敷市障がい者基本計画」、「倉敷市地域福祉計画」、「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」、「倉敷市子ども・子育て支援事業計画」などの障がい福祉にかかわる計画との整合性に配慮しながら、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスの質・量などを確保するための方策などを定めるものです。



●計画の期間



3 計画の理念・目標及び重点課題

障害者総合支援法では、ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別，程度を問わず，障がい者が自らその居住する場所を選択し，その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ，障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として，地域の社会資源を最大限に活用した各種サービス提供基盤の整備を進めることが求められています。

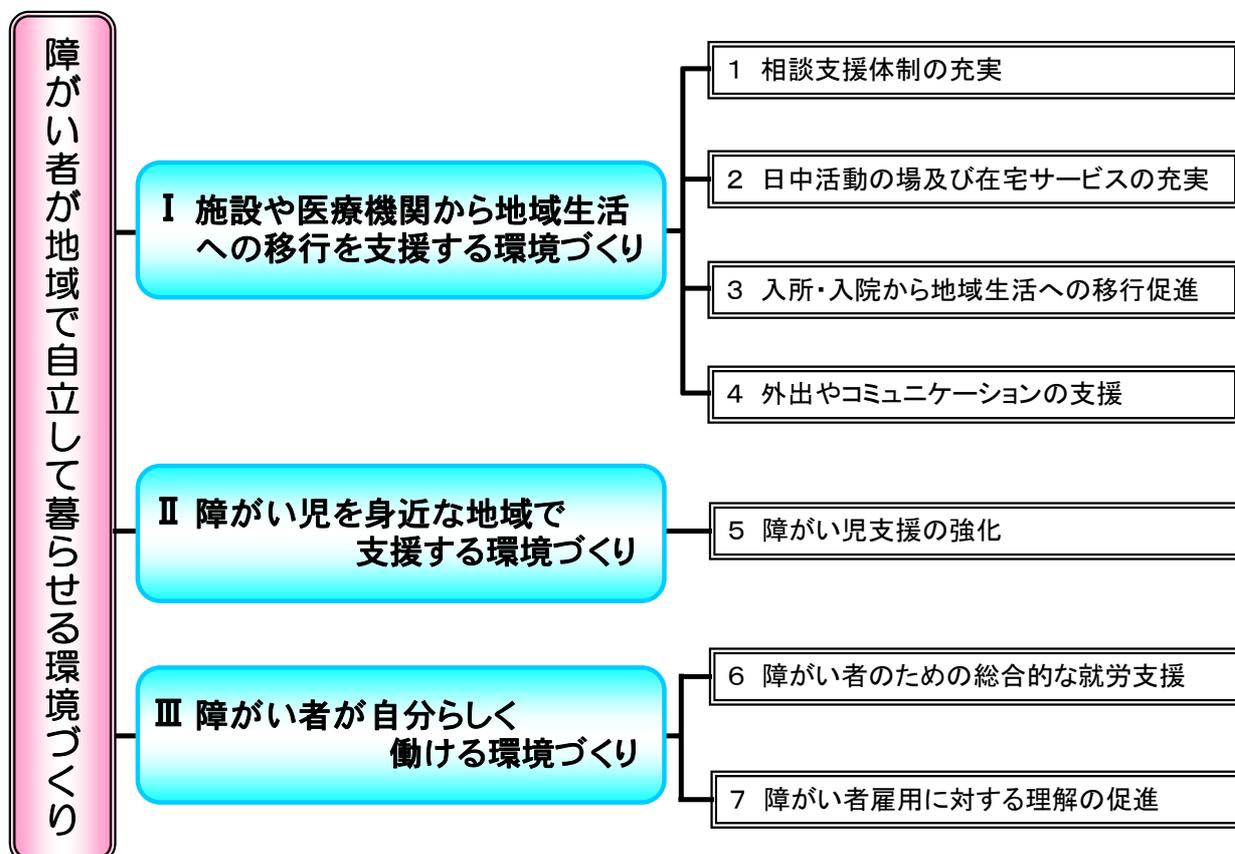
本計画では，上位計画である「倉敷市障がい者基本計画」で示された「ノーマライゼーションとリハビリテーション」，さらには共生社会の実現という基本理念を踏まえつつ，障害者総合支援法の趣旨に則り，障がい者の自立への意欲を高めるとともに，施設入所・入院から地域生活への移行を促進し，「障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくり」を目指します。

また，計画の基本理念を実現するために，3つの基本目標と重点課題を以下のとおり設定し，第3章においてそれに対応した現状と課題及び今後の取組を示します。

<基本理念>

<基本目標>

<重点課題>



4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関する要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

●調査の実施概要

調査対象	平成 26 年 8 月 1 日現在，障がい福祉サービスの利用対象者から，障がい種別は無作為抽出した 1,000 名（身体障がい者：250 名，知的障がい者：350 名，精神障がい者：300 名，児童：100 名）
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	平成 26 年 8 月 8 日（金）～平成 26 年 8 月 25 日（月）
回収結果	配布数：1,000 件 有効回収数：510 件（有効回収率：51.0%）

(2) 障がい者団体からの意見聴取

アンケート調査では把握しきれない障がい者の生活課題や福祉ニーズ，各種障がい者団体の活動状況とその課題を把握するために，ヒアリング調査を実施しました。調査は，市内の障がい者団体に，ヒアリング調査シートを配布し回答を依頼するとともに，回答のあった団体のうち，団体ヒアリングへの参加を希望された団体には別途お集まりいただき，直接意見の聴取を行いました。

●障がい者団体からの意見聴取の実施概要

調査対象	市で把握している市内の障がい者団体（52 団体）
調査方法	① ヒアリング調査シートを配布し，回答を依頼 ② 団体ヒアリングへの参加希望団体を対象に直接聴き取り実施
調査シートの配布期間	平成 26 年 8 月 5 日（火）～平成 26 年 8 月 25 日（月）
調査シートの回収結果	配布：52 団体 回収数：22 団体（回収率：42.3%）
ヒアリング参加団体数	10 団体
ヒアリング調査実施日	平成 26 年 9 月 3 日（水）

(3) 倉敷市社会福祉審議会障がい福祉計画策定専門分科会の設置

本計画の策定を行うにあたり、「倉敷市社会福祉審議会障がい福祉計画策定専門分科会」を設置し、平成26年6月から平成27年1月まで計4回の審議を行いました。

この分科会には、医療・福祉・雇用の関係者のほか、学識経験者、各障がい者団体の代表者、公募による市民代表にも委員として参画していただき、幅広い意見の集約を行いました。

(4) 倉敷市障がい福祉計画策定幹事会及びワーキング部会の設置

倉敷市社会福祉審議会障がい福祉計画策定専門分科会に提示する計画素案作成のため、庁内関係部局の代表者で構成する「倉敷市障がい福祉計画策定幹事会」及び庁内関係各課と福祉関係機関の代表者で構成する「倉敷市障がい福祉計画策定ワーキング部会」を設置し、意見交換を行いました。

(5) 倉敷地域自立支援協議会における計画策定プロジェクトでの意見交換

障がい者に対するサービス提供現場における課題を抽出し、その解決に向けた方向性を検討するため、倉敷地域自立支援協議会の中に「倉敷市障がい福祉計画策定プロジェクト」を設置し、計3回の意見交換を行いました。

(6) 計画素案の公表，市民からの意見募集

平成26年12月に、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

●パブリックコメントの実施概要

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 市内障がい福祉関係団体・機関へ郵送（52団体・機関） 市ホームページ掲載 本庁障がい福祉課，情報公開室，児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課，真備保健福祉課，及び児島・玉島・水島の各障がい者支援センターへ素案冊子配置
意見募集期間	平成26年12月9日～平成27年1月5日
意見提出者数	〇〇名（意見総数：〇〇件）

第2章 障がい者等の現状

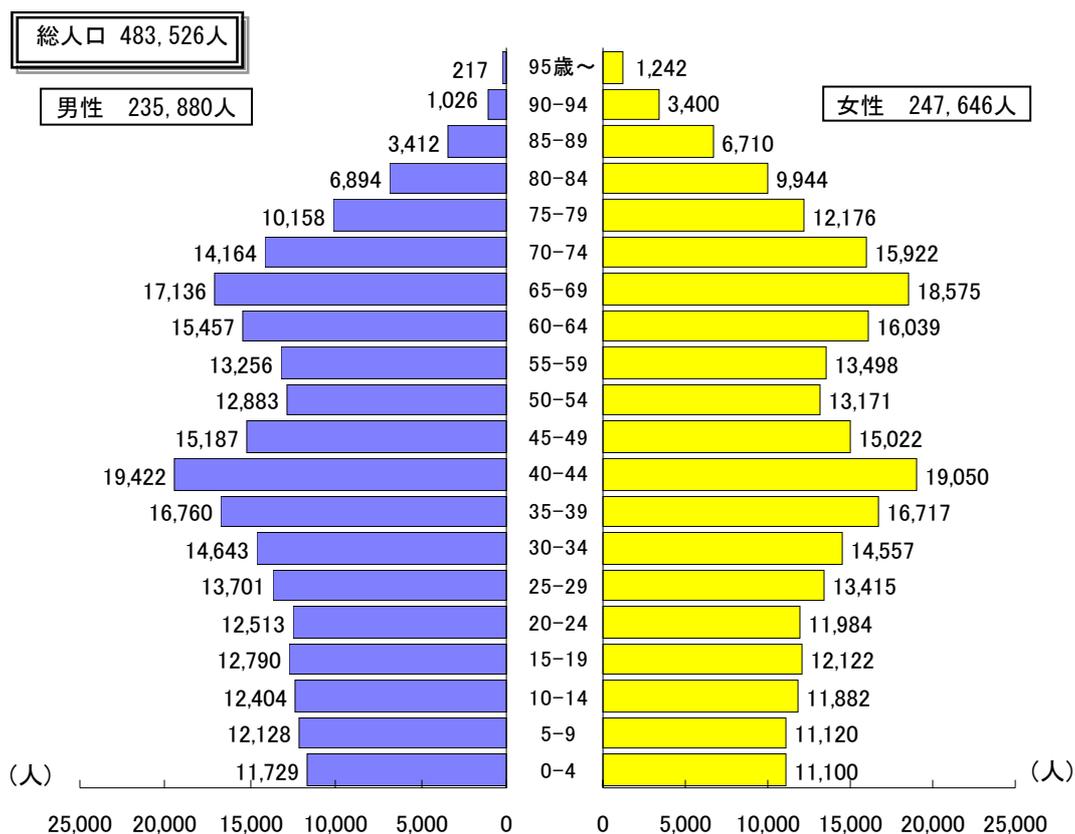
1 人口動態

(1) 人口構造

本市の人口は、平成26年9月末現在で、男性235,880人、女性247,646人、合計483,526人です。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の65～69歳の階層と第二次ベビーブーム世代の40～44歳の階層が多く、国と同じ2つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

■人口ピラミッド（平成26年9月末現在）

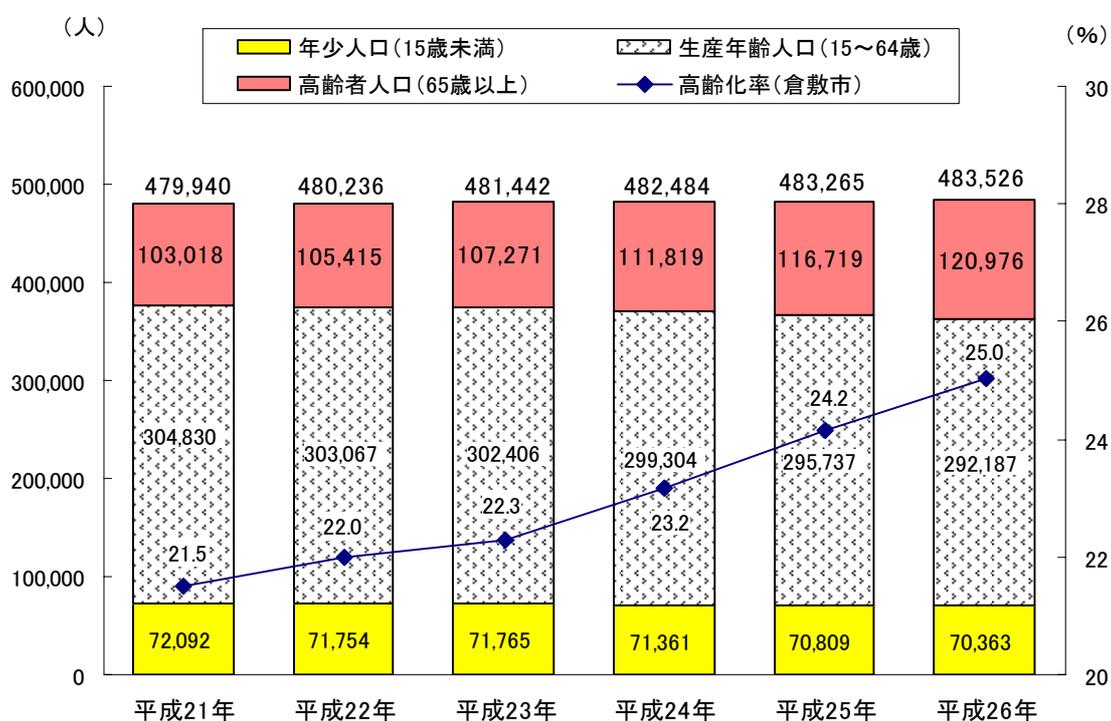


資料:住民基本台帳(含外国人登録)

(2) 人口等の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口は、平成21年から平成26年にかけて12,643人、4.1%減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は17,958人、17.4%増加しています。これに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も21.5%から25.0%へと3.5ポイント上昇しており、高齢化が進んでいることがわかります。

■年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



(各年9月末現在)

資料:住民基本台帳(含外国人登録)

2 身体障がい者の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者数の現状

本市の身体障がい者手帳所持者数は、平成26年3月末現在16,193人と、総人口の3.3%となっており、うち65歳以上の高齢者が11,258人と、全体の69.5%を占めています。

障がい種別にみると、肢体不自由が9,449人(58.4%)と最も多く、次いで内部障がいが4,365人(27.0%)となっています。また、重度障がい者(1,2級)は7,677人で、全体の47.4%を占めています。

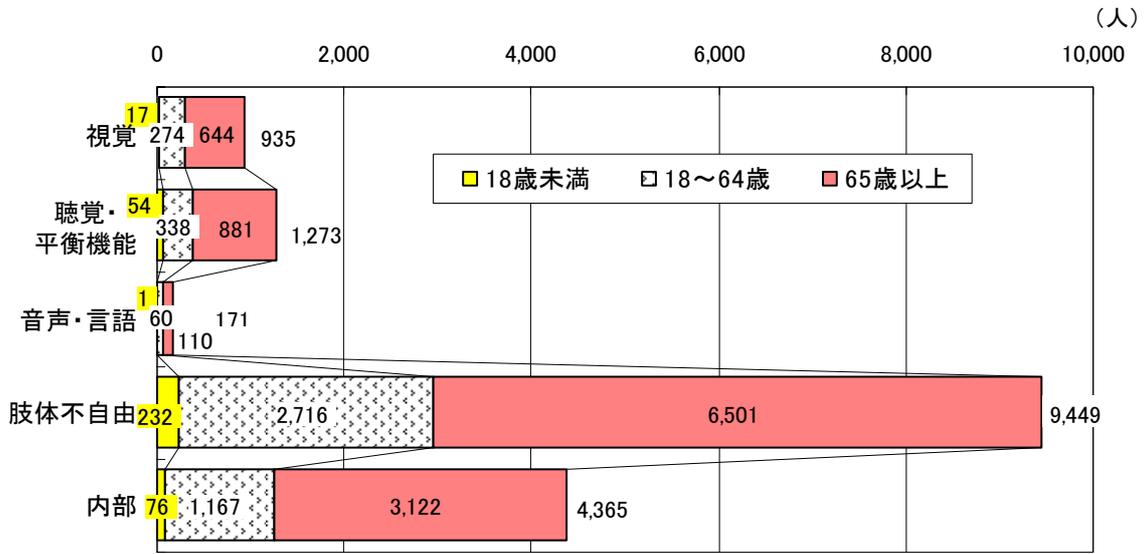
障がい種別等級別年齢階層別身体障がい者手帳所持者数 (単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	12	3	1	0	1	0	17
	18～64歳	92	85	19	21	42	15	274
	65歳以上	233	198	41	51	55	66	644
	合計	337	286	61	72	98	81	935
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	1	22	5	3	0	23	54
	18～64歳	73	125	33	33	3	71	338
	65歳以上	73	127	133	187	4	357	881
	合計	147	274	171	223	7	451	1,273
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	1	0	0	0	1
	18～64歳	4	5	20	31	0	0	60
	65歳以上	5	9	67	29	0	0	110
	合計	9	14	88	60	0	0	171
肢体不自由	18歳未満	159	39	6	10	10	8	232
	18～64歳	594	571	376	684	288	203	2,716
	65歳以上	951	1,283	1,051	2,386	514	316	6,501
	合計	1,704	1,893	1,433	3,080	812	527	9,449
内部障がい	18歳未満	38	0	22	16	0	0	76
	18～64歳	810	16	115	226	0	0	1,167
	65歳以上	2,129	20	253	720	0	0	3,122
	合計	2,977	36	390	962	0	0	4,365
合計	18歳未満	210	64	35	29	11	31	380
	18～64歳	1,573	802	563	995	333	289	4,555
	65歳以上	3,391	1,637	1,545	3,373	573	739	11,258
	合計	5,174	2,503	2,143	4,397	917	1,059	16,193

※平成26年3月末現在

資料：市障がい福祉課

■障がい種別年齢階層別身体障がい者手帳所持者数



(平成26年3月末現在)

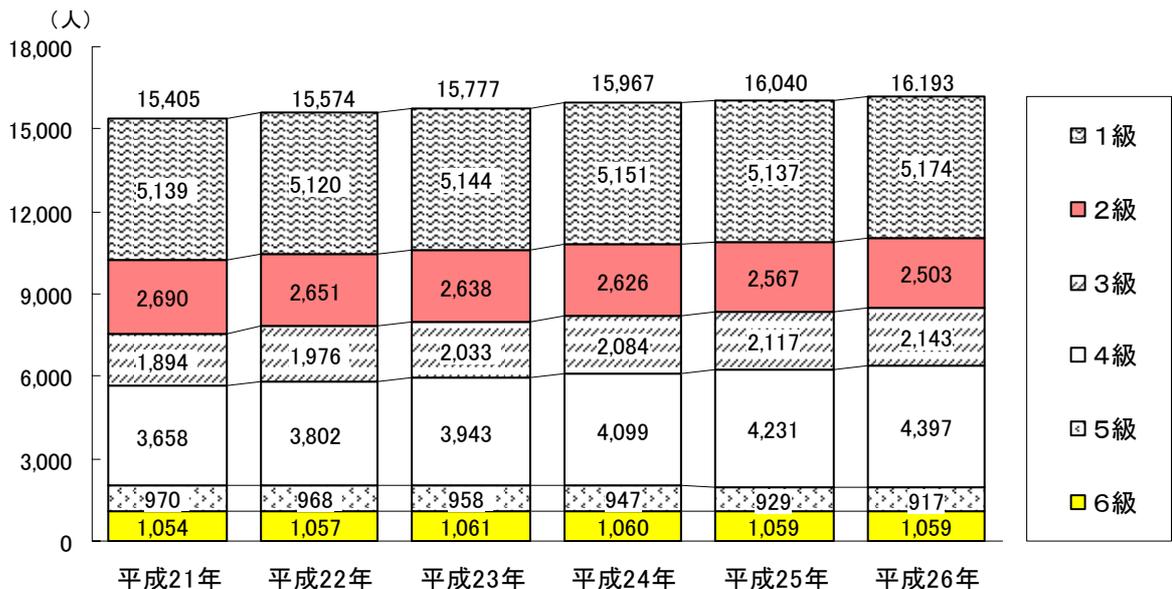
資料:市障がい福祉課

(2) 等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

本市の身体障がい者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成21年からの5年間で788人、5.1%の増加となっています。

等級別にみると、3、4級は増加、2、5級は減少、1、6級は横ばい傾向で推移しています。

■等級別身体障がい者手帳所持者数の推移



(各年3月末現在)

資料:市障がい福祉課

3 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳所持者数の現状

本市の療育手帳所持者数は、平成26年3月末現在3,202人と、総人口の0.7%となっています。

等級別にみると、B（中度・軽度）が2,140人で全体の66.8%を占めています。

また、年齢階層別にみると、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者に比べて18歳未満の人数が多く（全体の30.0%）、65歳以上の割合は4.8%と低くなっています。

等級別年齢階層別療育手帳所持者数 (単位:人)

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A（最重度・重度）	254	743	65	1,062
B（中度・軽度）	705	1,347	88	2,140
合 計	959	2,090	153	3,202

※平成26年3月末現在

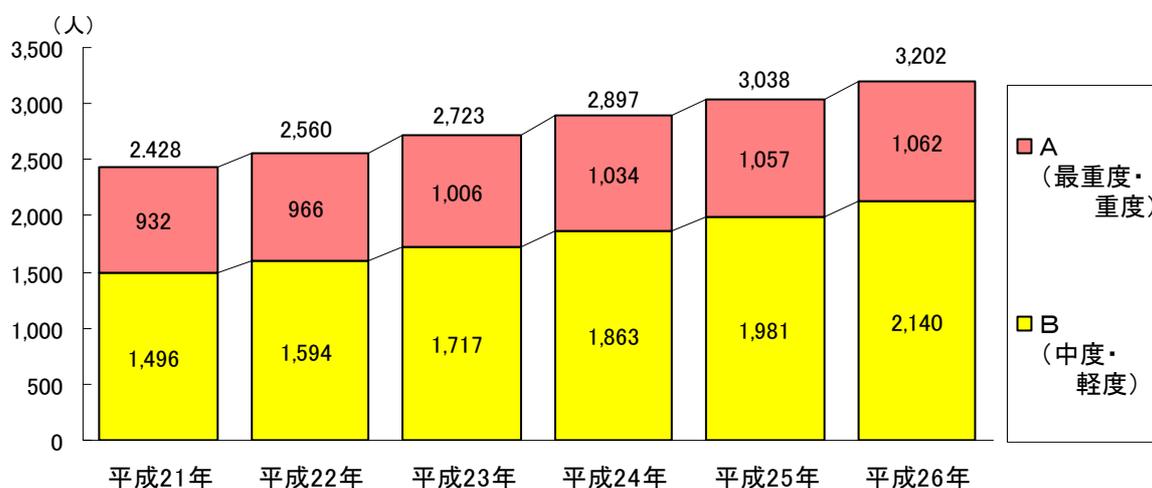
資料:市障がい福祉課

(2) 等級別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成21年からの5年間で774人、31.9%の増加となっています。

等級別にみると、A（最重度・重度）よりもB（中度・軽度）の増加率の方が高くなっています。

■等級別療育手帳所持者数の推移



(各年3月末現在)

資料:市障がい福祉課

4 精神障がい者の状況

(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の現状

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成26年3月末現在2,490人と、総人口の0.5%となっています。

等級別にみると、2級が1,801人で全体の72.3%を占めています。

また、年齢階層別にみると、18～64歳の人数が多く、平成26年3月末現在で全体の84.3%を占めています。

等級別年齢階層別精神障がい者保健福祉手帳所持者数 (単位:人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	8	244	145	397
2級	15	1,591	195	1,801
3級	14	264	14	292
合計	37	2,099	354	2,490

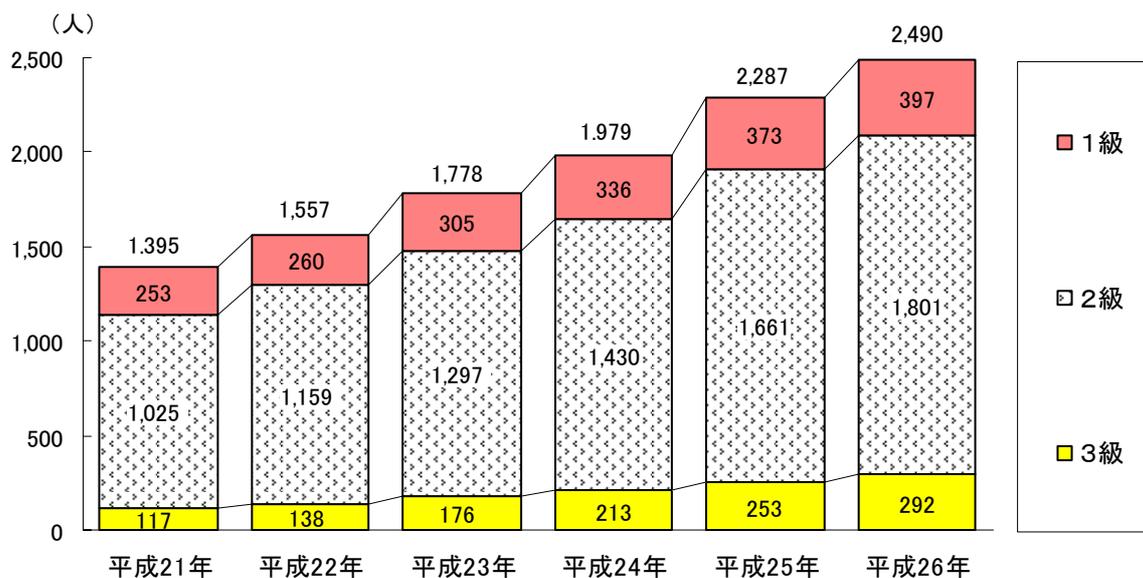
※平成26年3月末現在

資料:市保健課

(2) 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成21年から5年間で1,095人、78.5%の増加となっています。

■等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



(各年3月末現在)

資料:市保健課

(3) 自立支援医療（精神通院）制度利用者数の現状

自立支援医療制度の利用者は、「気分（感情）障害」、「統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害」が多く、平成25年度実績は両者で全体の69.6%を占めています。

自立支援医療（精神通院）制度利用者数 (単位:人)

病名	平成22年度	平成25年度
気分(感情)障害	1,926	2,444
統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害	1,823	2,049
神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害	401	633
心理的発達の障害	379	448
てんかん	320	334
症状性を含む器質性精神障害	205	259
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	100	110
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	68	70
知的障害(精神遅滞)	37	54
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	17	25
成人の人格及び行動の障害	15	31
詳細不明の精神障害またはデータなし	0	0
合計	5,291	6,457

※各年度末現在

資料:市保健課

(4) 医療保護入院者数の現状

医療保護入院患者については、「統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害」が最も多く、平成25年度実績では全体のほぼ半数を占めています。

医療保護入院者数 (単位:人)

病名	平成22年度	平成25年度
統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害	464	464
症状性を含む器質性精神障害	271	358
気分(感情)障害	100	90
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	40	46
神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害	15	15
心理的発達の障害	14	23
知的障害(精神遅滞)	12	22
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	4	3
成人の人格及び行動の障害	2	0
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0	1
てんかん	0	1
詳細不明の精神障害またはデータなし	8	0
合計	930	1,023

※各年度末現在

資料:市保健課

(5) 措置入院者数の現状

措置入院者数の状況は、以下のとおりです。

措置入院者数 (単位:人)

区 分	平成19年度	平成22年度	平成25年度
前年度末	8	4	6
新規	6	5	11
解除	9	7	14
年度末	5	2	3

資料:市保健課

(6) 社会適応訓練事業の利用状況

社会適応訓練事業の利用者数は、以下のとおりです。

平成22年度から25年度にかけての利用者数の減少は、就労継続支援(A型)の利用が増えた影響もあると思われます。

社会適応訓練事業の利用状況 (単位:人)

区 分	平成19年度	平成22年度	平成25年度
市内職親	7	9	2
市外職親	0	0	0

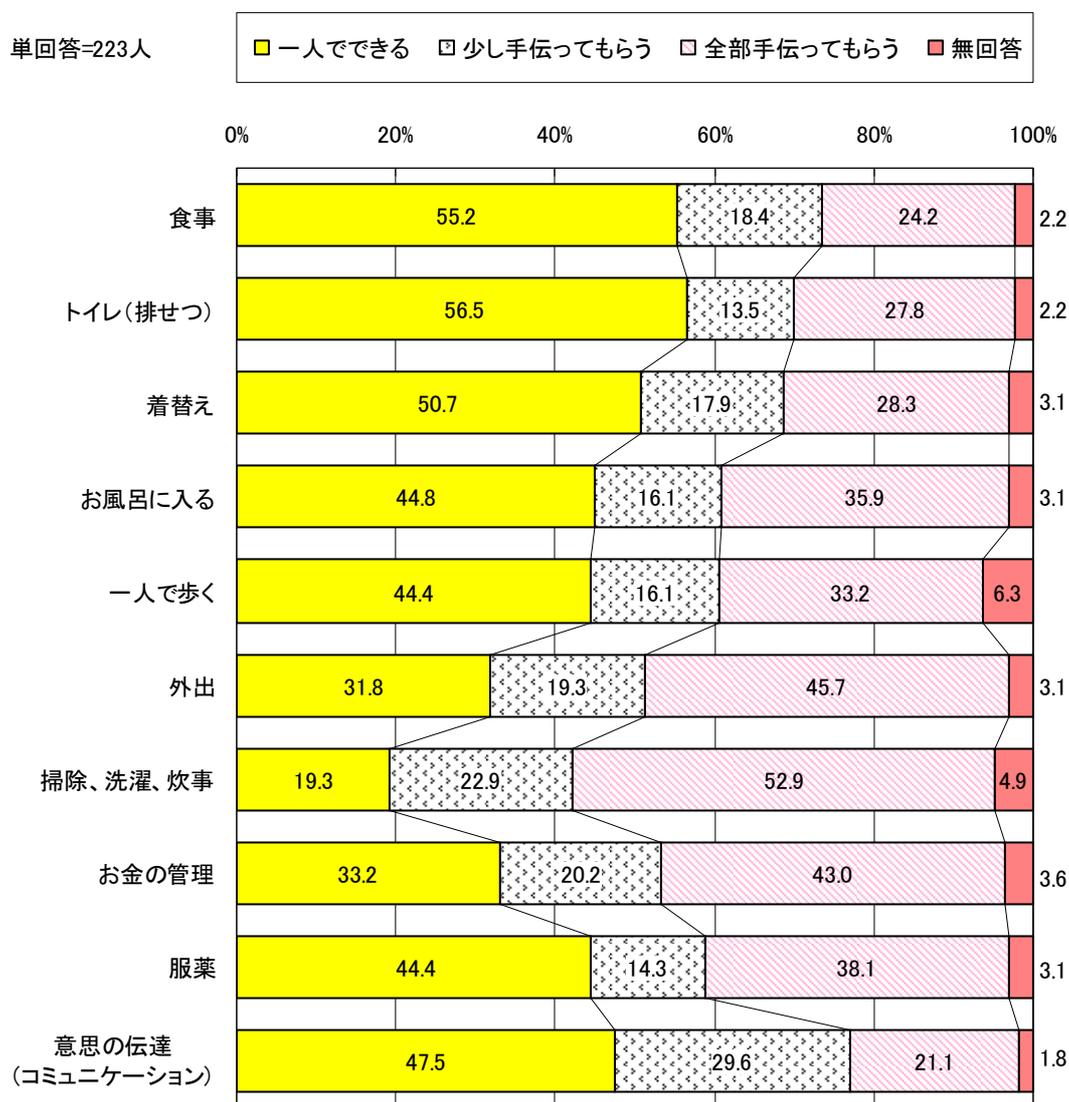
※各年度末現在

資料:市保健課

5 障がい福祉サービス利用者の日常生活動作（ADL）の状況

（1）身体障がい者の日常生活動作（ADL）の状況

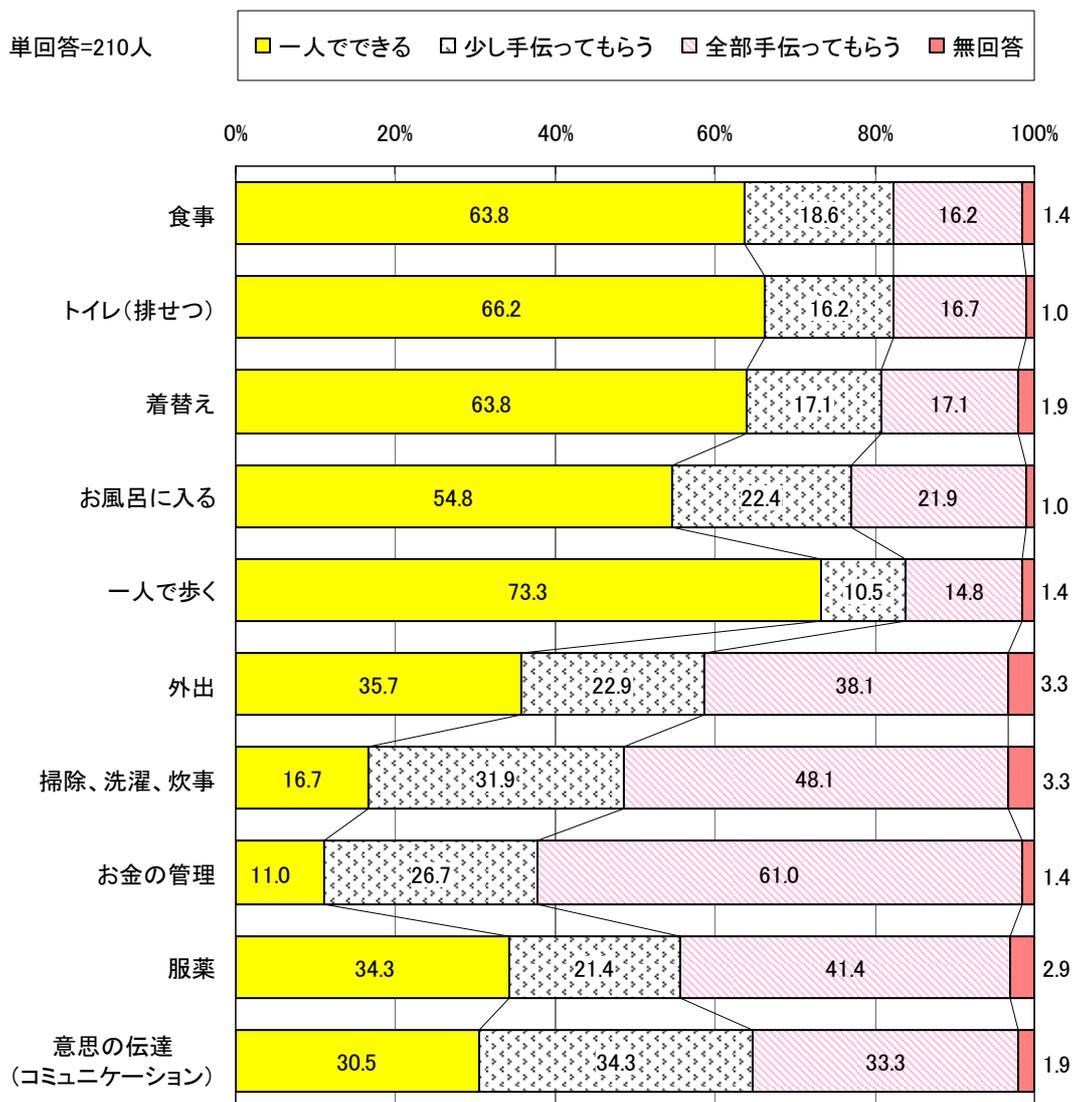
障がい福祉サービスを利用している身体障がい者の日常生活動作（ADL）については、「掃除、洗濯、炊事」（52.9%）や「外出」（45.7%）、「お金の管理」（43.0%）などで「全部手伝ってもらう」人が多いことがわかります。



資料:アンケート調査結果

(2) 知的障がい者の日常生活動作（ADL）の状況

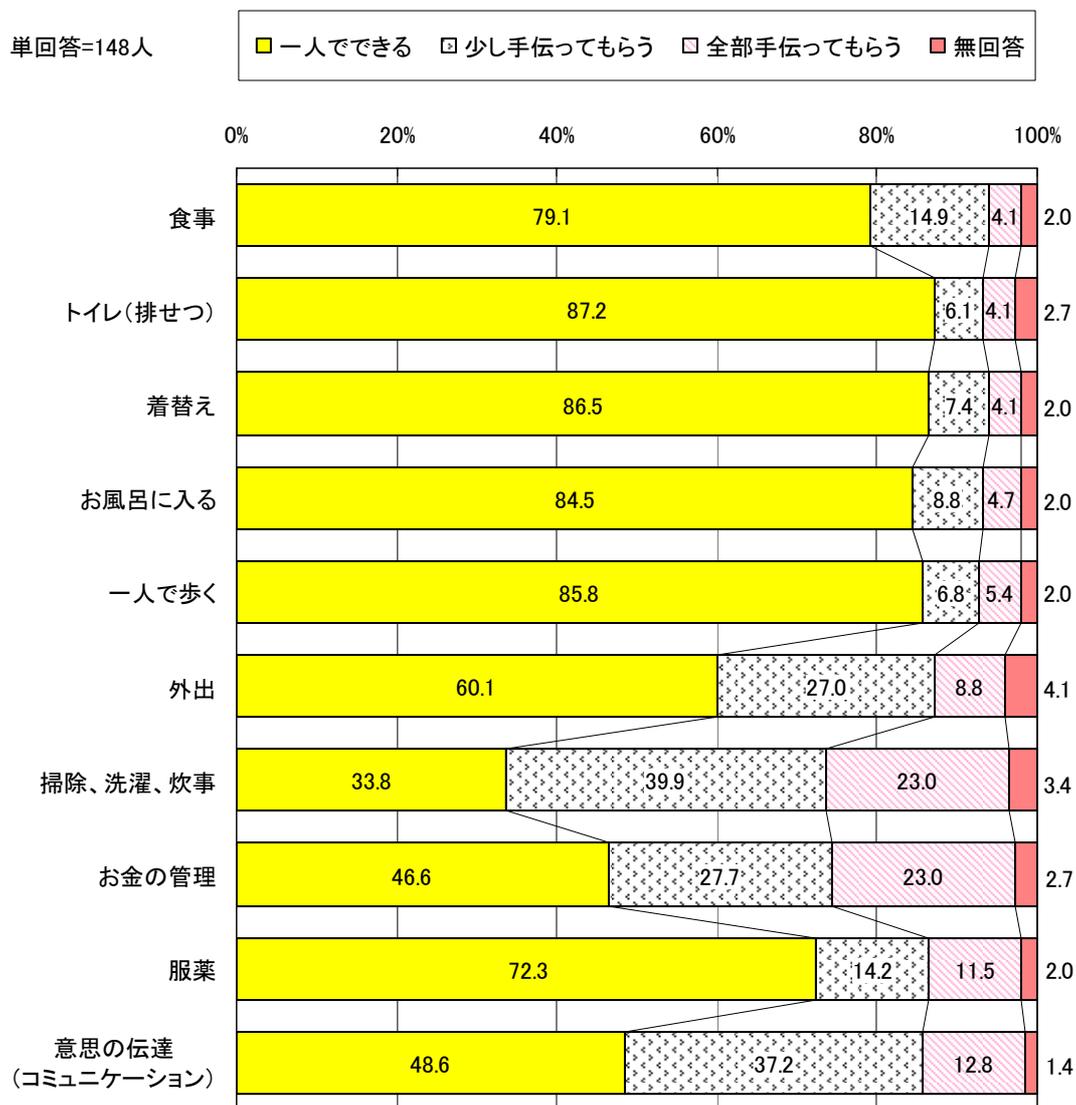
障がい福祉サービスを利用している知的障がい者の日常生活動作（ADL）については、「お金の管理」（61.0%）や「掃除、洗濯、炊事」（48.1%）、「服薬」（41.4%）などで「全部手伝ってもらう」人が多いことがわかります。



資料:アンケート調査結果

(3) 精神障がい者の日常生活動作（ADL）の状況

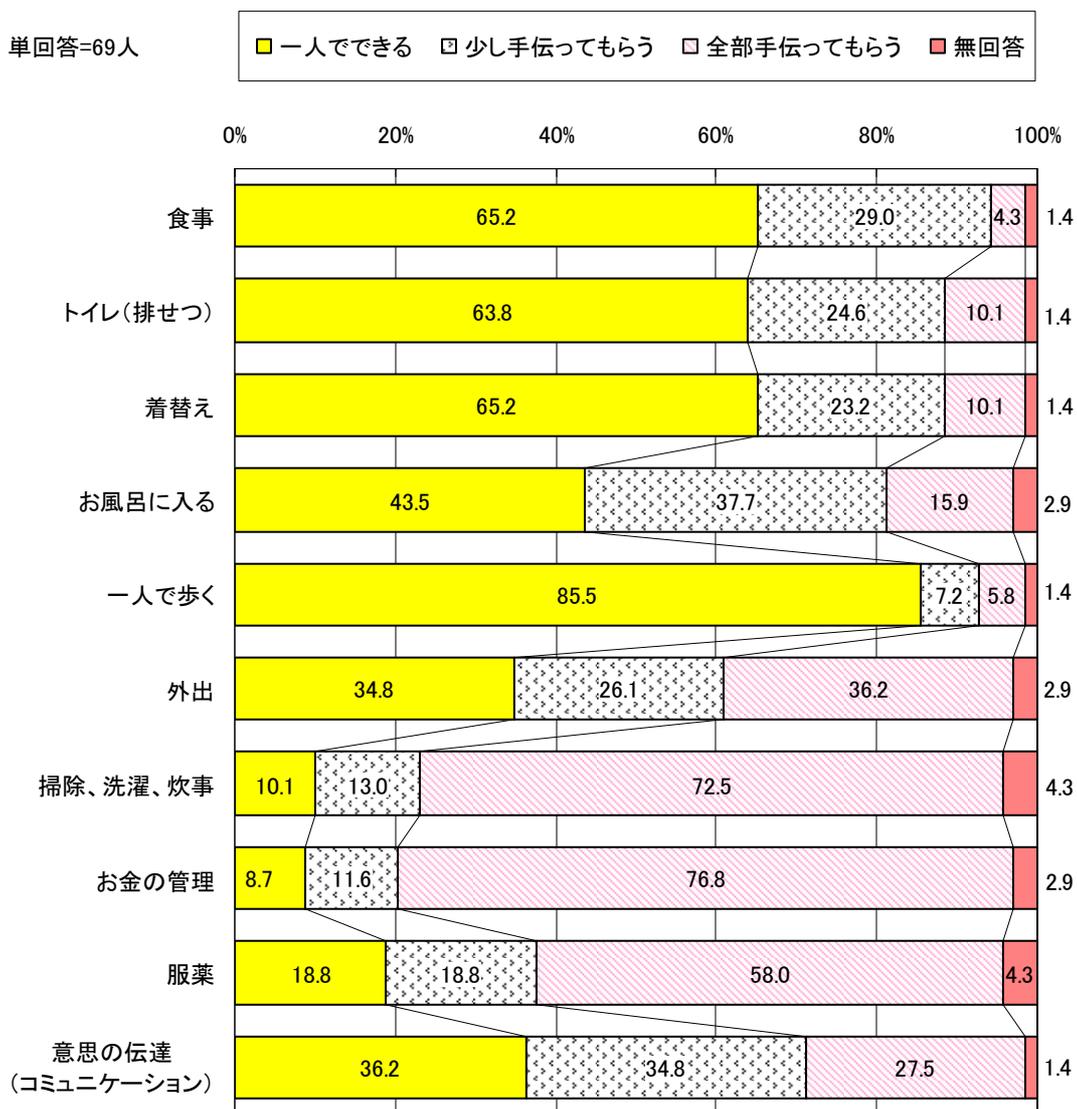
障がい福祉サービスを利用している精神障がい者の日常生活動作（ADL）については、「掃除、洗濯、炊事」や「お金の管理」（ともに23.0%）などで「全部手伝ってもらおう」人が多いことがわかります。



資料:アンケート調査結果

(4) 発達障がい者の日常生活動作（ADL）の状況

障がい福祉サービスを利用している発達障がい者の日常生活動作（ADL）については、「お金の管理」（76.8%）や「掃除、洗濯、炊事」（72.5%）などで「全部手伝ってもらう」人が多いことがわかります。

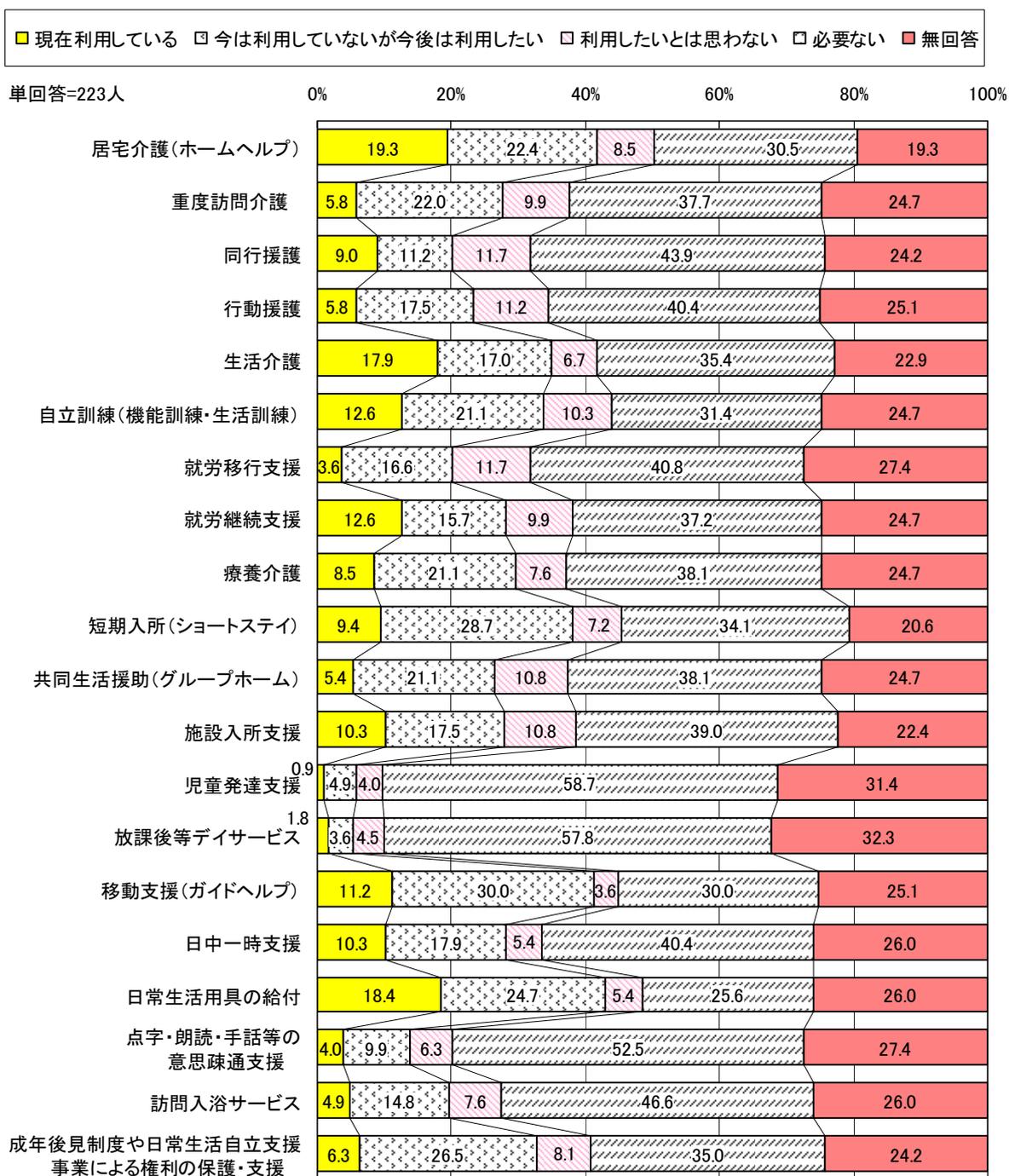


資料: アンケート調査結果

6 アンケート調査結果に見るサービスの利用状況及び利用意向

(1) 身体障がい者のサービス利用状況及び利用意向

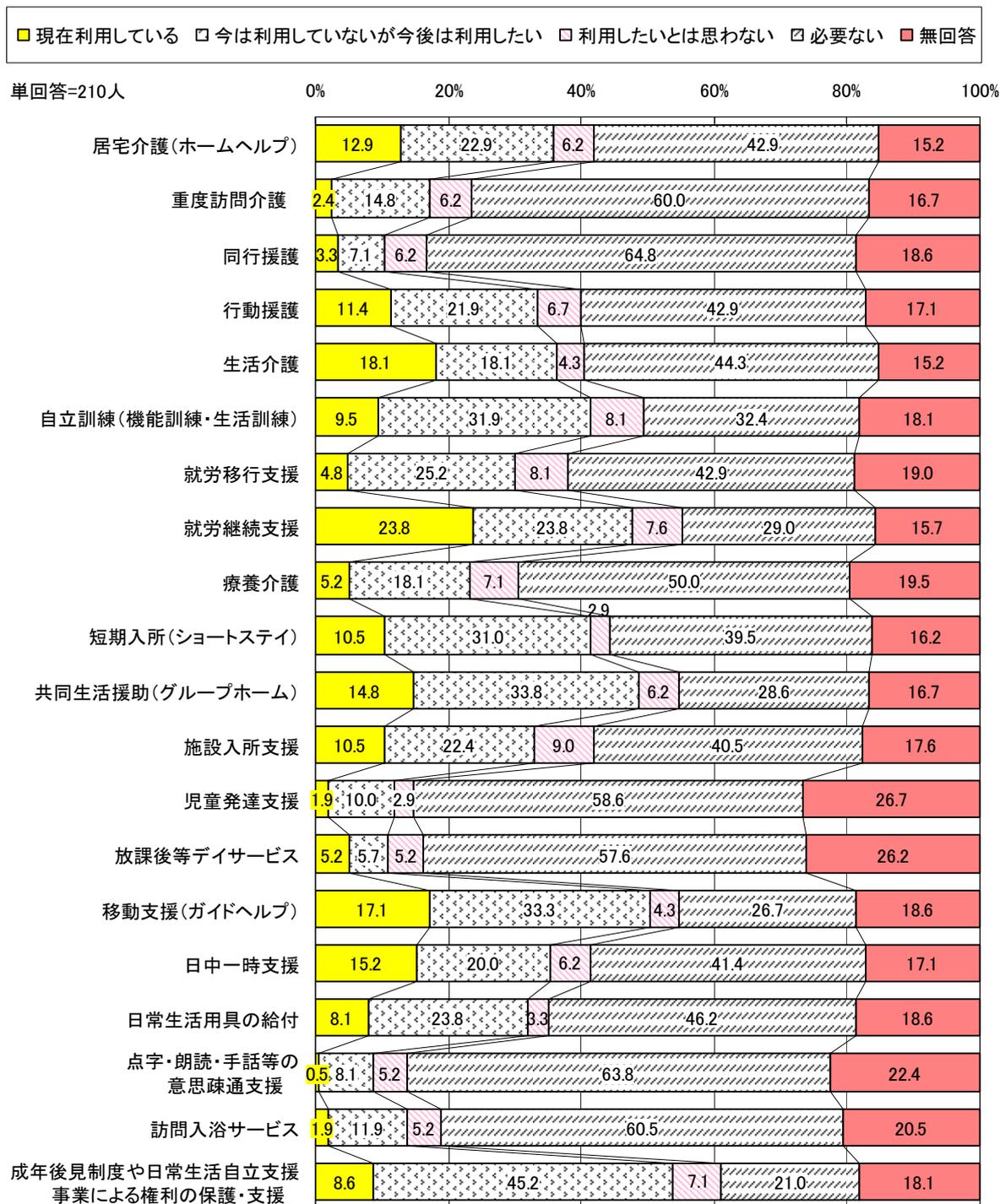
「現在利用している」という回答が最も多かったのは「居宅介護（ホームヘルプ）」（19.3%）、「今は利用していないが今後は利用したい」という回答が最も多かったのは「移動支援（ガイドヘルプ）」（30.0%）という結果になっています。



資料：アンケート調査結果

(2) 知的障がい者のサービス利用状況及び利用意向

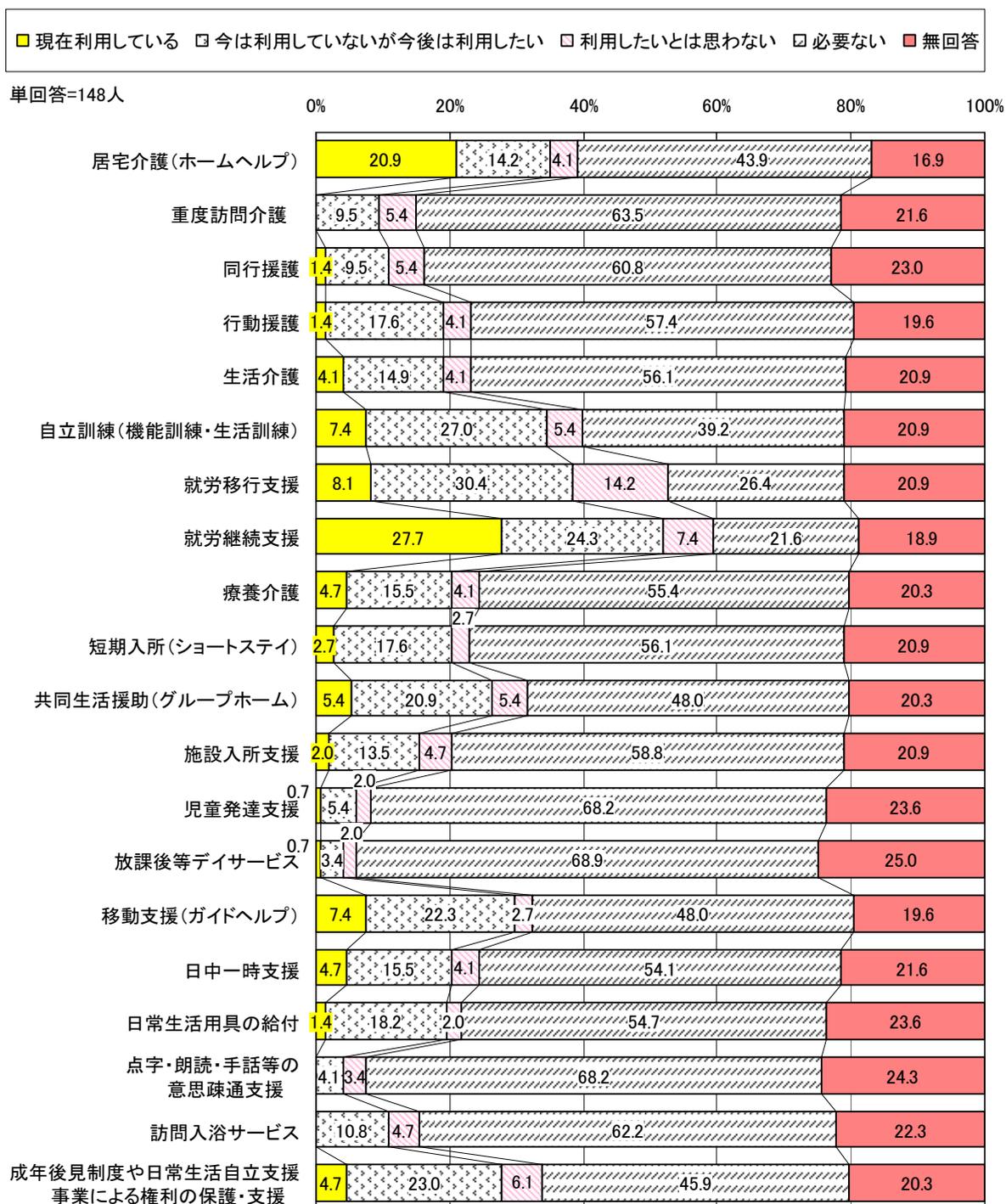
「現在利用している」という回答が最も多かったのは「就労継続支援」(23.8%)、
 「今は利用していないが今後は利用したい」という回答が最も多かったのは「成年後見制度や日常生活自立支援事業による権利の保護・支援」(45.2%)という結果になっています。



資料:アンケート調査結果

(3) 精神障がい者のサービス利用状況及び利用意向

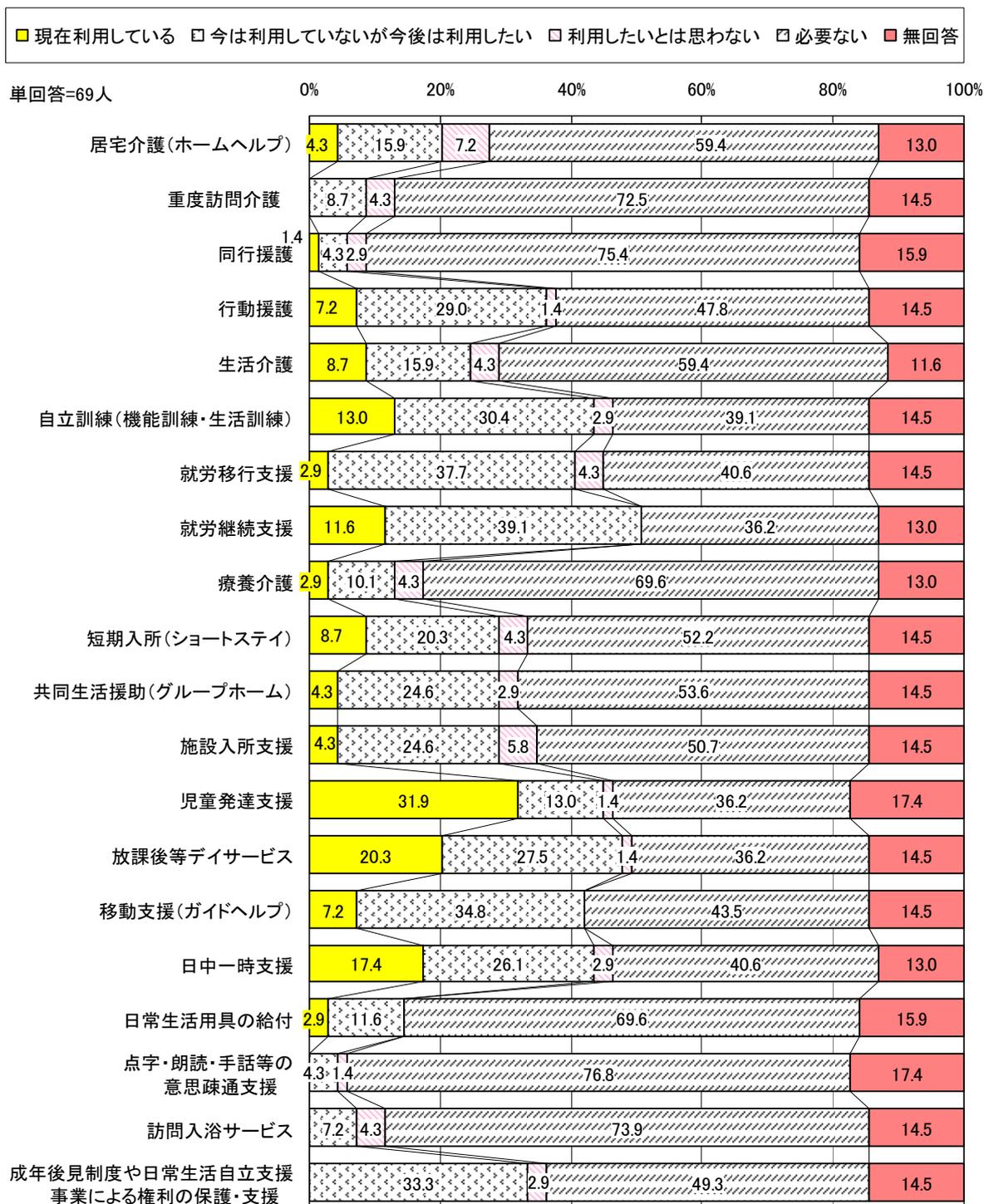
「現在利用している」という回答が最も多かったのは「就労継続支援」(27.7%)、
「今は利用していないが今後は利用したい」という回答が最も多かったのは「就労移行支援」(30.4%)という結果になっています。



資料:アンケート調査結果

(4) 発達障がい者のサービス利用状況及び利用意向

「現在利用している」という回答が最も多かったのは「児童発達支援」(31.9%)、
「今は利用していないが今後は利用したい」という回答が最も多かったのは「就労継続支援」(39.1%)という結果になっています。



資料: アンケート調査結果

7 障がい児の就学の状況

(1) 市内の特別支援学校の状況

市内には、現在、市立の特別支援学校1校と県立の特別支援学校が2校あります。

(単位：人)

学 校 名	種別	在学者数			
		小学部	中学部	高等部	合計
倉敷市立倉敷支援学校	知的障がい	66	37	121	224
県立倉敷琴浦高等支援学校	知的障がい	—	—	46	46
県立倉敷まきび支援学校	知的障がい	51	34	53	138
	肢体不自由	5	1	2	8
合 計	—	122	72	222	416

※平成26年5月1日現在

資料：市教育委員会

(2) 市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況

市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況は、以下のとおりです。

(単位：人)

学 校 名	種別	倉敷市からの在学者数				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
県立岡山盲学校	視覚障がい	—	1	2	9	12
県立岡山聾学校	聴覚障がい	6	8	4	6	24
県立岡山支援学校	肢体不自由	—	2	3	3	8
県立岡山東支援学校	肢体不自由 知的障がい	—	1	0	0	1
県立岡山西支援学校	知的障がい	—	0	1	0	1
県立岡山南支援学校	知的障がい	—	0	0	3	3
県立東備支援学校	知的障がい	—	0	0	0	0
県立西備支援学校	知的障がい	—	0	0	1	1
	肢体不自由	—	0	0	0	0
県立早島支援学校	病 弱	—	0	2	10	12
	肢体不自由	—	44	20	21	85
岡山県健康の森学園支援学校	知的障がい	—	1	4	5	10
県立誕生寺支援学校	知的障がい 肢体不自由	—	0	0	0	0
岡山大学教育学部附属 特別支援学校	知的障がい	—	0	3	1	4
県立岡山瀬戸高等支援学校	知的障がい	—	—	—	13	13
合 計	—	6	57	39	72	174

※平成26年5月1日現在(施設入所者を除く)

資料：市教育委員会

(3) 特別支援学校対応障がい種別学校数の比較

市内の特別支援学校数を岡山県内、全国と比較すると、以下のとおりです。

(単位：校)

区分	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	合計
倉敷市内	0	0	3	1	0	4
岡山県内	1	1	11	5	1	19
全国	85	120	706	334	143	1,388

※平成26年5月1日現在(全国は平成25年5月1日現在)

資料：市教育委員会

※複数の障がい種別を対象としている学校については、それぞれの障がい種別ごとに重複してカウントしている。実際の学校数は、倉敷市内3校、岡山県内16校、全国1,080校である。

(4) 市内の特別支援学級の学級数、在学者数

市内の小中学校にある特別支援学級の状況は、以下のとおりです。

種別	小学校		中学校		合計	
	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)
視覚障がい	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい	1	8	0	0	1	8
知的障がい	62	278	32	168	94	446
肢体不自由	0	0	0	0	0	0
病弱・ 身体虚弱	2	2	2	2	4	4
自閉症・ 情緒障がい	100	580	36	197	136	777
合計	165	868	70	367	235	1,235
岡山県内	767	3,714	315	1,443	1,082	5,157

※平成26年5月1日現在

資料：市教育委員会

(5) 市内の通級指導の学校数、教室数、在学者数

市内の学校で開設されている通級指導教室は、以下のとおりです。

種別	倉敷市			岡山県
	学校数 (校)	教室数 (教室)	児童数 (人)	教室数 (教室)
言語障がい	6	7	166	38
情緒障がい	5	10	414	31
聴覚障がい	1	1	2	1
中学校 (情緒障がい)	1	1	42	5
合 計	13	19	624	75

※平成26年5月1日現在

資料:市教育委員会

(6) 市内の院内学級の在学者数

市内の院内学級の在学者数は、以下のとおりです。

(単位:人)

学校名	児童生徒数	所在地
倉敷東小学校院内学級	1	倉敷中央病院内
庄小学校院内学級	1	川崎医科大学附属病院内
東中学校院内学級	1	倉敷中央病院内
庄中学校院内学級	1	川崎医科大学附属病院内

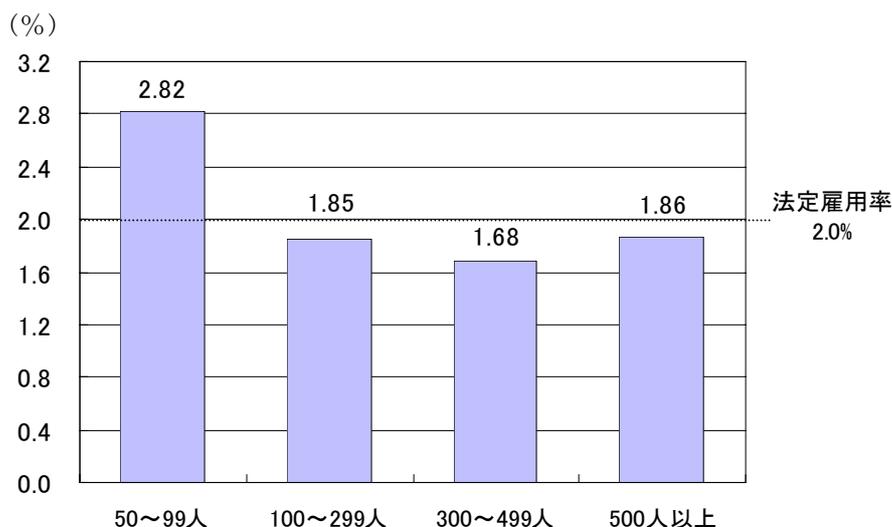
※平成26年5月1日現在

資料:市教育委員会

8 障がい者の雇用・就業の状況

(1) 企業における障がい者雇用率

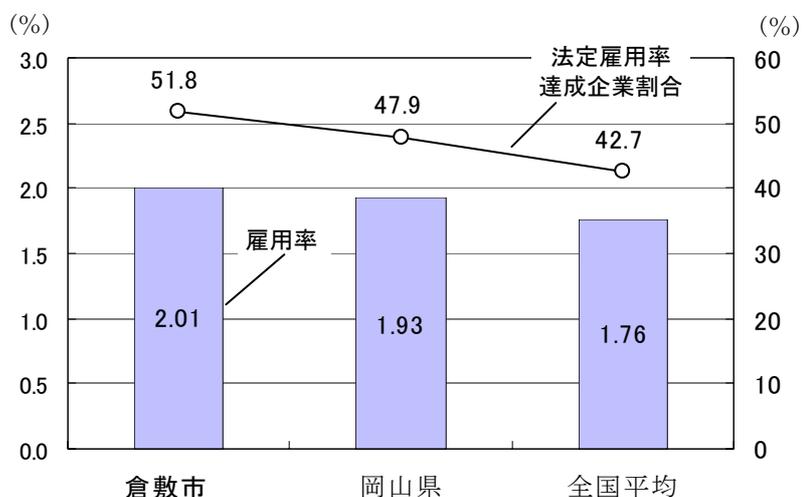
倉敷中央公共職業安定所管内（総社市・早島町を含む）にある企業の規模別障がい者雇用率をみると、50～99人規模の企業において、法定雇用率（2.0%）を上回っています。



資料：倉敷中央公共職業安定所（平成 25 年 6 月 1 日現在）

(2) 障がい者雇用率の比較

倉敷中央公共職業安定所管内（総社市・早島町を含む）の障がい者実雇用率は 2.01%，雇用率達成企業の割合は 51.8%となっており、いずれも国及び県の数値を上回っています。



資料：倉敷中央公共職業安定所（平成 25 年 6 月 1 日現在）

(3) 市の行政機関における障がい者雇用率

平成 26 年6月1日現在の、市の行政機関における障がい者雇用率は次の表のとおりで、法定雇用率を達成しています。

障がい種別にみると、現在の雇用者はすべて身体障がい者で、知的障がい者及び精神障がい者の雇用について、検討を行っているところです。

市の行政機関における障がい者の雇用状況

部 局	職員数 (人)	対象職員数 (人)	障がい者数 (人)	障がい者雇用率 (%)	法定雇用率 (%)
市長事務部局	2,824	2,824	67	2.37	2.3
			身体:67	2.37	
			知的: 0	0.00	
			精神: 0	0.00	
教育委員会	1,220	1,220	27	2.21	2.2
			身体:27	2.21	
			知的: 0	0.00	
			精神: 0	0.00	
水 道 局	140	140	3	※ 2.14	2.3
			身体: 3	2.14	
			知的: 0	0.00	
			精神: 0	0.00	
そ の 他	510	0	0	—	—
合 計	4,694	4,184	97	2.32	—
			身体:97	2.32	
			知的: 0	0.00	
			精神: 0	0.00	

※平成26年6月1日現在

資料:市人事課

※対象職員数に法定雇用率を乗じた数(1未満の端数切り捨て)から現在雇用している障がい者の数を減じた数(=不足数)が0となることをもって法定雇用率達成となります。したがって、水道局については、対象職員数(140人)に法定雇用率(2.3%)を乗じた数(1未満の端数切り捨て)は3となり、これから障がい者数(3人)を減じた数(不足数)は0のため、法定雇用率達成となります。

(4) 倉敷市立倉敷支援学校卒業生の進路状況

倉敷市立倉敷支援学校の平成 25 年度卒業生の進路状況は、以下のとおりです。

倉敷市立倉敷支援学校卒業生の進路状況

区分	一般就労	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	自立訓練	就労移行 支援	
人数(人)	6	4	12	5	1	
区分	生活訓練	生活介護	日中一時 支援	施設入所	進学	合計
人数(人)	2	9	0	0	0	39

※平成25年度実績(3人は2か所利用)

資料:市教育委員会

第3章 重点課題ごとの取組

1 相談支援体制の充実

(1) 現状と課題

障がい者の持つ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がい程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

市内には、相談に対応する機関として、倉敷地域自立支援協議会、倉敷市障がい者相談員協議会、指定相談支援事業所、障がい者支援センター、倉敷市総合療育相談センター（ゆめぱる）、倉敷発達障がい者支援センター、倉敷障がい者就業・生活支援センター、倉敷市高齢者支援センター（地域包括支援センター）等があり、地域で身近な相談に応じています。倉敷地域自立支援協議会では、一つの相談を発端に多様な関係機関が連携して、障がい者個々のケースから地域全体の課題まで幅広く問題解決に取り組めるよう、ケア会議（多機関による多様な支援を必要とする個々のケースへの対応策を協議）と専門部会（テーマごとの課題や地域単位での課題の解決策を協議）の2種類の会議を柱に、相談支援を中心としたネットワークの構築を行っています。

また、障害者総合支援法の施行に伴い、基幹相談支援センターの設置が求められています。地域の相談支援の中核的な役割を担い、倉敷地域自立支援協議会の運営の中心になることなども想定し、今後、基幹相談支援センターのあり方について検討していきます。これからも、倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化については、より一層強い取組みが求められます。

一方、サービス等利用計画の作成に係る指定相談支援については、指定相談支援事業所の相談支援専門員による対応がなされていますが、現状では障がい者のケアマネジメントができる相談支援専門員の不足が問題となっています。特に、平成27年度からは支給決定にあたりサービス等利用計画の作成が必須となることから、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大は必至で、それに対応する人員の確保が急務となっています。もちろん、利用者等が希望する場合には、利用者本人や家族、支援者など、指定相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランの提出も可能となっています。

また、平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、本市においても障がい者虐待防止相談窓口を設置していますが、今後も、家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

さらに、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取組が必要です。このような障がい者等の権利や財産を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、これらの関連制度についての障がい者の認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。障がい者の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークに取組むことが必要です。

(2) 今後の取組

ア 計画相談支援体制の拡充

計画相談支援については、障がい福祉サービス等の支給決定に先立ち必ずサービス等利用計画の作成が行われるよう、相談支援専門員の養成・確保に努めるとともに、指定相談支援事業所の増加を図ります。

また、支給決定後も、利用者の生活状況を定期的を確認の上、必要に応じた見直しが行われるよう、障がい者ケアマネジメント体制の拡充を図ります。

なお、セルフプランについてはモニタリング不要とされていますが、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、フォロー体制の充実に努めます。

(→数値目標 p58「相談支援」参照)

イ 地域活動支援センター I 型事業の充実

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談に対する機関等の研修等技術向上と養成・確保に努めるなど地域活動支援センター I 型事業の充実を図り、地域の相談支援専門員の指導や人材育成、広域的な調整、倉敷地域自立支援協議会の運営、障がい者の権利擁護や虐待への対応等、基幹相談支援センターとしての機能の確立など総合的な相談支援事業の充実を図ります。

(→数値目標 p61「地域活動支援センター機能強化事業」参照)

ウ 倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

倉敷地域自立支援協議会を地域の社会資源を結ぶネットワークの核として、ケア会議、専門部会の2種類の会議を柱とし、それぞれが機能的な役割を果たすことで、障がい者個々のケースから地域全体の課題まで幅広く問題解決に取り組み、困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関の連携強化を図ります。

エ 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

オ 障がい者の権利擁護の充実

関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（権利擁護）に関する研修会や講座等への参加を勧奨し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについて検討します。

2 日中活動の場及び在宅サービスの充実

(1) 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある方も安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所の充実を図る必要があります。特に、サービスの現場からは、短期入所をはじめ医療的ケアに対応できるサービス事業者が不足しているとの指摘があがっています。

また、障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がい者については、介護を受けながら日中を過ごす場所をさらに増やしていくことが必要です。

さらに、地域で生活するためにさまざまな訓練が必要な方のための自立訓練、就労を希望する障がい者が働くことのできる環境を築くための就労移行支援や就労継続支援の充実が必要です。

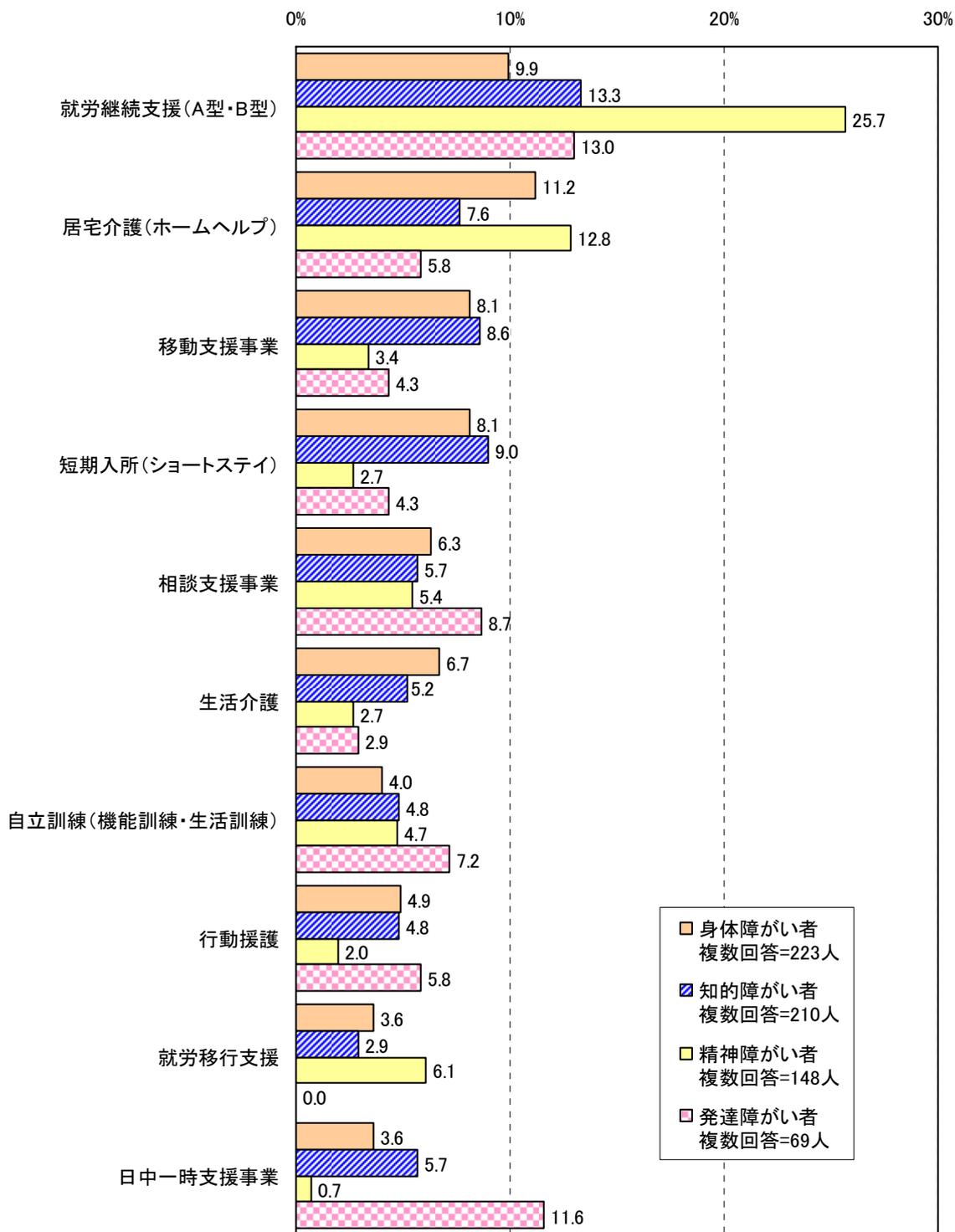
障がい福祉サービス利用者に対するアンケート調査結果を見ると、サービスの内容や量が不足していると感じているものについては、身体障がい者では「居宅介護（ホームヘルプ）」、知的・精神・発達障がい者では「就労継続支援（A型・B型）」が最上位にあがっており、発達障がい者については「日中一時支援事業」の回答割合も比較的高くなっています（次ページ参照）。

本市では、これまでも事業者の移行や新規参入を促進し、必要なサービス量の確保を図ってきましたが、量的な充足の一方で、あるべき質の確保という新たな問題が指摘されています。例えば、就労継続支援A型のサービス事業量は、第3期計画期間中、その見込みを大きく超えて増大しています。これは、一般就労が困難な障がい者の働く機会の提供とその継続に応えるためのサービスですが、障がい者としては、一般就労に近い形で、時間に応じた最低賃金額以上が支払われることとなり、事業所としては、障がい者一人当たりを支払われる給付金や、国からの助成金で運営できることから、障がい者と事業所双方にとってメリットのある事業となっており、今後も、程度の差こそあれ、A型事業所の増加が想定されます。しかし、一方で、国からの助成金等が、A型事業所の運営努力をそいでいるとの指摘もあり、事業所には、適正な制度の運用の中で、より積極的な事業の実施が求められています。

このような中、本市では平成25年度からA型事業所連絡会を開催するなど、事

業所の質を高める取り組みを行っており、今後も、事業所の指導・監督等、質を高める取り組みを強化する必要があります。

■これまで利用したことのあるサービスで、サービスの内容や量が不足していると感じているもの（上位10項目のみ掲載）



資料:アンケート調査結果

(2) 今後の取組

ア 介護給付体制の確保

利用者の障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な方など、障がい者の多様な介護ニーズに対応していくため、生活介護など介護給付体制の充実を図ります。

(→数値目標：p52～54「訪問系サービス」、p54「生活介護」参照)

イ 就労移行支援・就労継続支援の提供体制の確保

事業者の新規参入を促進し、必要なサービス量の確保を図り、就労の意欲や能力のある方に対する就労支援の場を確保していきます。また、「就労移行支援」や「就労継続支援」に関しては、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター、サービス提供事業者、民間企業等の関係機関、団体とのネットワークの形成及び強化を図り、雇用促進に努めます。

(→数値目標：p55「就労移行支援」、p56「就労継続支援(A型)」

及び「就労継続支援(B型)」参照)

ウ 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の確保

地域で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行えるよう、受け皿の不足が指摘される短期入所サービス実施事業者の確保に努めます。

また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。

(→数値目標：p57「短期入所」及びp64「日中一時支援事業」参照)

エ サービス事業所に対する啓発及び指導・監督の強化

各種サービス事業所との関わりの中で、福祉的理念や当該事業所に市内で担っていただきたい役割等を伝え、それぞれのサービスに本来期待されている機能が十分発揮できるよう、サービス事業所に対する啓発を行うとともに、事業所への指導・監督を強化していきます。

3 入所・入院から地域生活への移行促進

(1) 現状と課題

平成 18 年の障害者自立支援法の施行以降、障がい福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。本市の第3期計画においては、第1期からの数値目標設定を引き継ぎ、平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者 574 人を基礎として、平成 26 年度末までに地域生活に移行する者の累計数値目標を 160 人と定めていました。

障がい者福祉施設から平成 25 年度末までの地域生活移行者数は累計で 186 人と、既に平成 26 年度末までの目標値を超えていますが、今後も入所による支援が必要な方がいる一方で、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも継続入所が必要でない方が一定程度存在することが考えられます。

また、精神障がい者についても、引き続き長期入院から地域生活への移行を促進しなければなりません。精神障がい者の地域移行支援については、地域移行までに長い時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の問題や金銭管理をはじめとする退院後の様々なトラブルへの対応、不規則な時間帯や夜間の不安に対応するための電話サポートなど、在宅生活をトータルに支える仕組みが必要です。

平成 24 年度から地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等）や地域定着支援（24 時間の相談支援体制等）が地域相談支援として個別給付化されましたが、地域移行支援については利用が低調であるため、支援により地域移行が可能と思われる精神障がい者に対し、病院からの地域移行を積極的に働きかけるなど、利用増を図る必要があります。

また、地域移行の受け皿となるグループホームへの入居ニーズは高く、今後も継続して地域移行の進捗に合わせた計画的な整備が求められます。整備にあたっては障がい特性への配慮も必要になってきています。

さらに、地域の理解として、精神障がいに対する偏見がまだ多く残っており、地域生活への移行に際し、精神障がい者が孤立してしまうことのないよう、障がいに対する正しい理解を地域全体に拡げるためのさらなる啓発が必要です。

(2) 今後の取組

ア 地域相談支援体制の確立

社会復帰可能な精神障がい者が、精神保健福祉の専門家によるきめ細かな支援を受け、社会復帰訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう、倉敷地域自立支援協議会を核とした地域移行支援のネットワーク体制の充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図ります。

また、利用の低調な地域移行支援については、地域活動支援センターⅠ型との連携を深め、支援により地域移行が可能と思われる精神障がい者に対する積極的な働きかけにより、利用者増を図ります。

(→数値目標：p58「地域移行支援」,「地域定着支援」参照)

イ 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

また、地域生活支援の機能を強化するため、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の機能を集約し、グループホーム又は障がい者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）の整備を検討します。

さらに、入所・入院からの地域生活への移行を促進するため、アパート等における地域生活の支援も充実を図ります。

(→数値目標：p57「共同生活援助」参照)

ウ 地域における障がい者理解の促進

障がい者の地域生活移行においては、居住地域の住民の理解が必要であることから、地域社会全体として障がい者に対する理解をより深めていくための啓発・広報を進めます。

4 外出やコミュニケーションの支援

(1) 現状と課題

障がい者の積極的な社会参加を実現するためには、移動手段の確保と外出の支援が重要です。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。重度の障がい者で行動障がいがある方に対する支援としての「行動援護」、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対する支援としての「同行援護」はもとより、障がい者に対する付き添いヘルパーサービスの利用やボランティア等の派遣など移動支援サービス等の拡充を図る必要があります。

また、視覚障がい者・聴覚障がい者の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。本市では、福祉事務所に手話通訳者を配置し、派遣事業を行うほか、点訳、音訳による広報の提供、点訳、朗読、手話、要約筆記奉仕員等のボランティアの養成・派遣を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援を行っています。今後も引き続き、手話通訳者、点訳者、音声訳者、要約筆記者等の支援者の育成が必要です。

(2) 今後の取組

ア 移動支援事業等の提供体制の確保

障がい者の社会参加を積極的に進めるため、マンツーマンによる障がい者の外出支援はもとより、小グループに対してもヘルパー派遣を行うなど、外出時における「移動支援」の質の向上と必要量の確保及び障がい者移動困難者に対する外出支援体制の充実に努めます。

また、重度の障がい者で行動障がいがある方に対する「行動援護」、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対する「同行援護」の質の向上と必要量の確保に努めます。

(→数値目標：p53「同行援護」、 「行動援護」及び p61「移動支援事業」参照)

イ 多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報，団体情報，イベント情報など，保健，医療，福祉に関するさまざまな情報資料については，プライバシーの保護に配慮しながら，市民の誰もが手軽に入手できるよう，引き続き広報紙（点字広報紙，声の広報紙）等を配布するほか，録音図書・点字図書の貸し出し，市ホームページを活用した情報提供のさらなる充実を図ります。

ウ 外出やコミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚に障がいがあり，コミュニケーションが困難な障がい者に対し，手話通訳者の派遣を行うとともに，その担い手となる手話通訳奉仕員等の育成に努めます。

また，知的障がい者等に対する外出支援ヘルパーの派遣等，障がい特性に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう，その担い手の育成に努めます。

（→数値目標：p60「意思疎通支援事業」参照）

エ 「障がい者ガイドブック」の継続配付

障がい者に対する各種サービスの内容や利用条件，利用手続き等を紹介した「障がい者ガイドブック」については，必要に応じて内容の見直しを行いながら，障がい者手帳交付時の配付を継続します。

5 障がい児支援の強化

(1) 現状と課題

身体障がいや知的障がいに加え、近年、自閉症スペクトラム障がいなど、発達障がい又はその疑いのある子どもが増えています。

障がい児の保護者は、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。子どもの成長の様子がどこか他の子と違うのではないかと思い始めたときからの不安、医師に障がいがあると知らされたときのショック、障がいを受け入れられない日々の葛藤、周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況を打破するためにも身近な地域で困っていることに応えられる支援が必要です。

乳幼児健診は、障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者の不安解消の機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、気になることがあれば早めに気軽に相談してもらえよう、引き続き周知、啓発を推進する必要があります。

また、相談支援の拠点でもある倉敷市総合療育相談センター（ゆめばる）や倉敷発達障がい者支援センターでは、こうした保護者の相談に加え、障がいのある子どものきょうだいと保護者が触れ合う機会、きょうだい児同士が交流する場及びきょうだい児の心理的なケアの重要性などを学ぶ場を提供することを目的とするきょうだい児デイキャンプやソフトボール大会等のイベントを通じて、きょうだい児の支援も行うなど不安や悩みの解消に努めています。

発達障がいについては、特に幼児期の確実なフォロー体制が重要であるとの指摘や、家庭における子どもとの接し方や声かけの仕方によって二次的な障がいを防止できるとの指摘もあり、その意味でも保護者・家族に対する相談支援は重要です。

また、学齢期においては、その子にとって最良の教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。障がい児の教育に関しては、就学時の健康診断、就学指導委員会で、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も好ましい教育環境を提供するよう努めています。療育の現場からは、学齢期の療育の必要性を指摘する声もあり、早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導を充実していくことが必要です。

一方、障がい児に対する福祉サービスは、平成24年度から、通所・入所の利用形態別に、児童福祉法上の障がい児通所支援と障がい児入所支援に再編され、障がい児通所支援においては、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスが新設されました。本市では、これらのサービスを、発達障がい児の社会性、コミュニケーションの課題へのアプローチ、肢体不自由児に対する機能訓練など、障がい児の個々の特性に合わせて専門的な支援を行う療育を目的としたサービスとして位置づけています。これに対し、日中一時支援を、保護者の育児負担の軽減、就労支援を目的として放課後や長期休暇時に障がい児を預かるサービスとして位置づけています。

本市における児童発達支援と放課後等デイサービスの支給決定者数は、平成25年3月末現在で、児童発達支援が892人（児童発達支援（未就学）875人、医療型児童発達支援17人）、放課後等デイサービスが699人の計1,591人となっており、同日時点で調査した他の中核市と比較しても最も多く、近年、予算規模も累増してきている状況です。利用ニーズの増加に伴って事業所が増えてきた中で、各事業所間での療育の質のバラつき等も指摘されており、今後は、各事業所の療育の質を高める取り組みが必要となります。

支給決定者数が増加する中で、療育機関での支援を実際の家庭や学校・保育所・幼稚園などの生活の場で生かしていくには、障がい児の状況に合わせた細やかな支援が必要であり、未だ多くの課題が指摘されています。

そのため、今後は、集団生活の場で障がい児が適切な支援を受け、その子なりの育ちを保障できるよう、療育スタッフが直接、学校・保育所・幼稚園に訪問し必要な支援を提供できる保育所等訪問支援に力を入れていく方針です。

さまざまな機関が重層的に関わる障がい児の支援については、関係機関ネットワークの強化を引き続き推進し、障がい児のライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるよう、さらなる体制整備を図っていく必要があります。

（2）今後の取組

ア 児童発達支援センターを核としたネットワーク機能の充実

児童発達支援センターを核として、学校・保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点と療育専門家との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。

（→数値目標：p66「児童発達支援」参照）

イ 児童発達支援の充実

児童発達支援センターとそれ以外の児童発達支援事業所が連携を図り、障がい種別に関わらず適切なサービスが、できる限り身近な場所で受けられるよう、児童発達支援体制の一層の充実を図ります。

(→数値目標：p66「児童発達支援」参照)

ウ 保育所等訪問支援サービスの充実

専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援に必要な量の確保に努めます。

(→数値目標：p66「保育所等訪問支援」参照)

エ 個々の特性に応じた教育支援の実践

障がいのある子ども一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、選択肢の一つとして大学等への進学等多様な進路を含めた適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価のできる体制を整備します。

また、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を深め、質の高い教育を目指します。

さらに、特別支援教育の充実のため、特別支援学級や通級指導教室の担当者等の研修を行い、自閉症スペクトラム障がいなど、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する研修会等への参加を促進し、教職員の資質向上を目指します。

オ 放課後や長期休暇時における児童・生徒等への支援体制の強化

療育の支援が必要な児童については、就学後も引き続き専門的な支援が受けられるよう、放課後等デイサービスの整備及び、質の充実を図ります。

また，保護者の育児負担の軽減，就労支援策として日中一時支援での障がい児の預かりを行います。

(→数値目標：p64「日中一時支援事業」
及び p67「放課後等デイサービス」参照)

6 障がい者のための総合的な就労支援

(1) 現状と課題

平成 18 年、障がい者の就労促進を目指す障害者自立支援法の施行とともに、障害者雇用促進法が改正され、精神障がい者に対する雇用対策の強化など、障がい者の就労支援が拡充されました。また、特例子会社による障がい者雇用やグループ就労といった雇用形態の多様化等により、障がい者の就労を促進する環境がつくられつつあります。

しかし、全国的に見られる「福祉施設を出て就職した方の割合が少ない」、「特別支援学校卒業者の進路の内就職する割合が少ない」などの状況は、本市においても同様です。平成 25 年度に本市内で一般就労に移行した福祉施設利用者は 25 人で、実際の就労につながるケースはまだまだ少ない状況にあります。

今後も、「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」を活用し、働く意欲や能力のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組んでいく必要があります。

また、障がい者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。「岡山障害者職業センター」で行われているジョブコーチ（職場適応援助者）による援助付き個別就労の制度は、職場定着率を高める効果があるとされていることから、この制度の積極的な活用を促進し障がい者の職場定着を図ることも重要です。

また、福祉的就労の場を必要としている方も多くおられるため、作業所や就労継続支援事業所への支援も必要となっています。市内には、福祉的就労の場としてB型事業所 35 か所（平成 26 年 3 月末現在）などがあります。企業就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃の向上が課題となっていますが、近年のA型事業所の増加によりさらに工賃の格差が大きくなっているとの指摘もあります。市では発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ優先的に発注を行っていくなど、工賃の向上を図るべく今後も授産活動の活性化を推進する必要があります。

(2) 今後の取組

ア 就労移行支援や就労継続支援の提供体制の確保

就労移行支援事業の拡充を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、就労継続支援（A型・B型）や地域活動支援センターⅢ型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、一般就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

（→数値目標：p55「就労移行支援」、p56「就労継続支援（A型）」
及び「就労継続支援（B型）」参照）

イ 障がい者就業・生活支援センター事業との連携強化

倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就労に関する相談、岡山障害者職業センターとの連携による職業評価、公共職業安定所との連携による職場開拓、福祉施設や作業所、実際の職場での実習等、多面的な就労支援を行うとともに、市内の就労支援担当者の情報交換会（倉敷地域自立支援協議会就労部会）を定期的で開催し、各関係機関・施設等の支援者ネットワークの強化を図ります。

また、これらのネットワーク形成と強化は、企業等に対するチェック機能として作用し、障がい者虐待防止の効果も期待できます。

ウ 就労定着支援の充実

ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。

また、障がい者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がい者の就労定着を支援します。

短時間勤務、フレックス制度など障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、企業・雇用主への理解を求め、就労環境の整備を図ります。

エ 作業所への支援

障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組めます。

また、福祉的就労を行っている事業所・作業所の授産活動内容を見直し、充実させ、活性化を図るための指導員を市で雇用し、作業所の運営相談、利用者の工賃アップ、さらには企業への就労・定着支援を進めていきます。

7 障がい者雇用に対する理解の促進

(1) 現状と課題

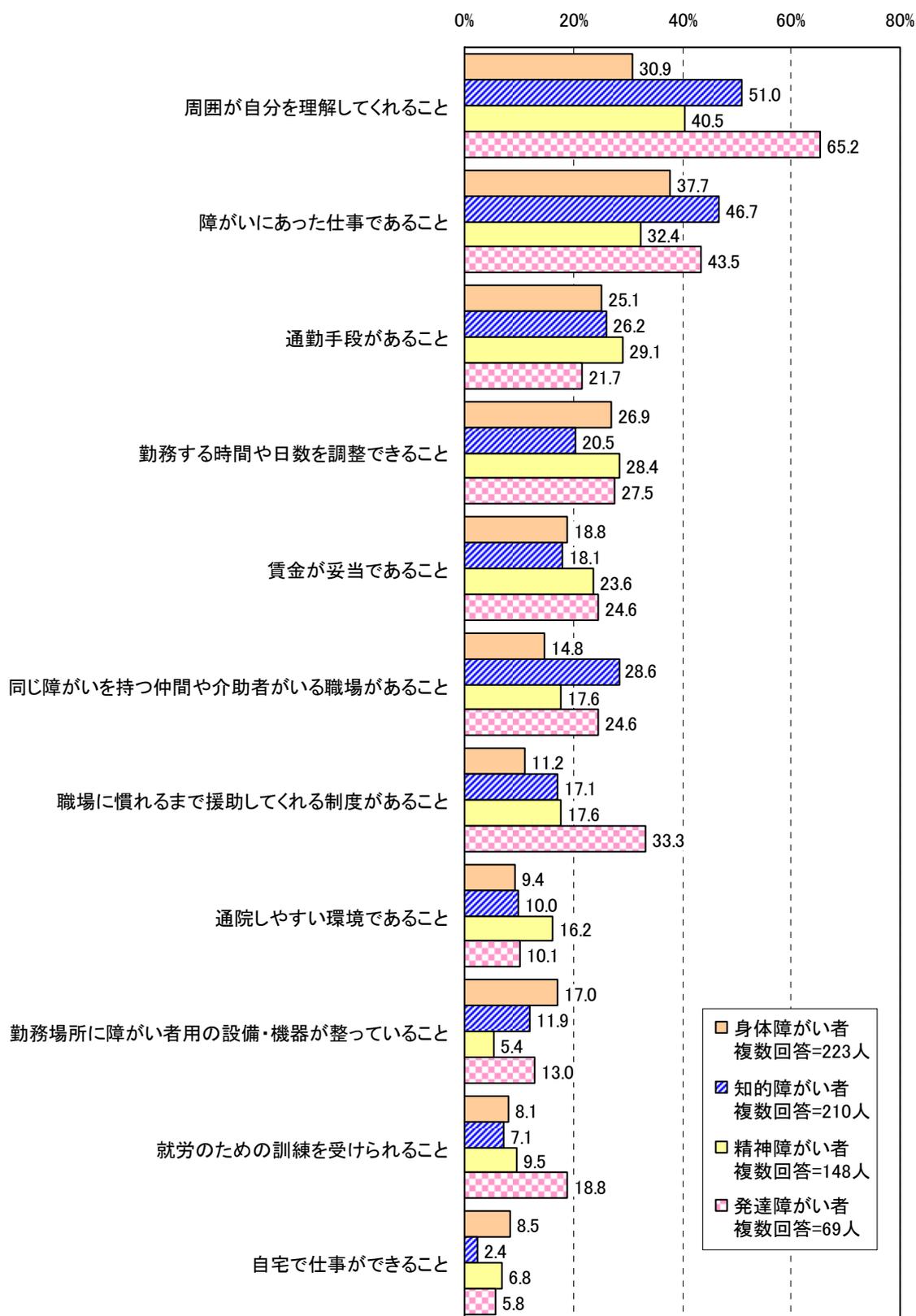
障がい者の雇用については、目標となる法定雇用率が国によって定められていますが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、身体障がい者及び知的障がい者の雇用率を平成 25 年 4 月 1 日から民間企業では 0.2 ポイント引き上げ 2.0%へ、また、国及び地方公共団体では原則として 2.3%となりました。

岡山県内の民間企業における障がい者雇用率は、平成 25 年 6 月 1 日現在 1.93%、市内の企業全体の障がい者雇用率も 2.01%となっており、法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、法定雇用率達成を図る必要があります。

また、平成 25 年 6 月の改正により、雇用の分野において、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障がい者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されることになりました。

障がい者が働くために大切だと思ふ環境整備の内容を尋ねたアンケート調査の結果を見ると、障がい者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件（勤務時間・日数など）の多様化を図るとともに、周囲の方が障がい者を理解する必要があることがわかります(次ページ参照)。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力に負うところが大きく、厳しい経済情勢の中での困難が予想されますが、働く意欲と能力のある障がい者が当たり前で働ける社会をつくるためには、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

■障がい者が働くためにどのような環境整備が大切だと思うか



資料:アンケート調査結果

(2) 今後の取組

ア 事業主等への啓発・広報

「障がい者雇用のためのガイドブック」（障がい者を雇用している企業の紹介や雇用されている障がい者の話のほか、障がい者雇用に係る各種助成制度、相談先等を掲載）を配布するなど、企業に対する障がい者雇用の分かりやすい説明を積極的に行い、障がい者雇用への理解と協力を求めています。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある精神障がい者、発達障がい者の雇用促進のために、民間企業等に対して障がいの正しい理解を促進するための啓発・広報を行います。

さらに、在宅就業障がい者支援制度（在宅就業障がい者に仕事を発注する事業主に対して、特例調整金・特例報奨金を支給）の啓発・広報を行い、障がい者の多様な就業の促進を図ります。

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1 平成 29 年度の目標値

第3期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成 26 年度までの数値目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに平成 29 年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数を基礎として、平成 26 年度末までに地域生活に移行する者の累計数値目標を 160 人としていました。

平成 25 年度末までの地域生活移行者数は 186 人で、平成 26 年度末までの目標値に対する達成率は 116.3%となっています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、平成 29 年度末までに、平成 25 年度末現在の施設入所者の 12%以上（60 人）を地域生活へ移行することを目標とします。

数値目標 1：福祉施設入所者の地域生活への移行（p57 施設入所支援 参照）		
基礎数値	平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数	574 人
実績	平成 25 年度末現在の施設入所者数	494 人
	平成 25 年度末までの地域生活移行者数 ^{※1}	186 人
見込みと 目標値	平成 29 年度末の施設入所者数	490 人
	平成 26～29 年度末までの削減数 ^{※2}	4 人
	平成 26～29 年度末までの地域生活移行者数 ^{※1}	60 人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 平成 29 年度末までの削減数は、平成 26～29 年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

前計画では、障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を 66 人と設定していました。平成 25 年度において一般就労に移行した障がい者は 25 人で、平成 26 年度目標に対する平成 25 年度の達成率は 37.9%となっています。

本計画では、平成 29 年度における年間一般就労への移行者数を 50 人（平成 25 年度実績の 2 倍以上）と設定し、引き続き障がい者の就労支援に努めます。

数値目標 2：福祉施設から一般就労への移行		
基礎数値	平成 17 年度の年間一般就労移行者数	16 人
実績	平成 25 年度の年間一般就労移行者数	25 人
目標値	平成 29 年度の年間一般就労移行者数	50 人

(3) 就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率

前計画では、数値目標 2 の「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを目標とし、平成 26 年度末における数値目標として就労移行支援事業の利用者数を 70 人と設定していました。平成 25 年度末における就労移行支援事業の利用者数は 46 人で、平成 26 年度目標に対する平成 25 年度の達成率は 65.7%となっています。

本計画では、平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数の目標値を 75 人（平成 25 年度末から 6 割以上増加）と設定するとともに、全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成することを新たな目標として定め、就労移行支援事業の充実を図ります。

数値目標 3：就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率 (p55 就労移行支援 参照)		
実績	平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	46 人
目標値	平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	75 人
	平成 29 年度における全就労移行支援事業所数に占める 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	50%

なお、前計画では、就労移行支援事業等の利用により一般就労へ移行した人が、その就労を継続できるよう、就労継続支援（A型）事業の利用者数を増やしていくことを目標とし、平成26年度末における数値目標として、就労継続支援事業の利用者全体に占めるA型事業利用者の割合を18.4%（A型利用者140人、B型利用者620人）と設定していました。

しかし、前計画期間中における就労継続支援事業の利用の伸びは著しく、A型、B型ともに見込みを大きく上回って推移しており、就労継続支援事業の利用者全体に占めるA型事業利用者の割合も平成25年度末時点で32.5%と、数値目標を大きく上回っています。

就労継続支援事業には、事業のあり方に関わる前述したような課題（p31参照）もあり、本計画では数値目標から除外することとします。

参考（前計画の数値目標4）：就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 （p56 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）参照）		
実績	平成25年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数	395人
	平成25年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	822人
	平成25年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の 就労継続支援（A型+B型）事業利用者数に占める割合	32.5%

※ 障がい者就労状況（平成23年6月1日現在）

1 56人以上規模の企業の雇用者数（倉敷中央公共職業安定所管内）

区分	法定雇用者数(人)	雇用者数(人)	雇用率(%)
倉敷中央本所	41,008.0	753.5	1.84
総社出張所	6,202.5	93.5	1.51
児島出張所	7,208.5	93.5	1.30
倉敷中央総計	54,419	940.5	1.73

重度以外の短時間就労障がい者については、1人を0.5人でカウントしています。

2 一般企業以外への本市障がい者の就労者数

区分	就労者数(人)
就労継続支援	634
旧法授産施設	62
地域活動支援センターⅢ型	146
福祉作業所	46
合計	888

2 事業量見込み

第3期計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量を以下のとおり見込みました。

(1) 障がい福祉サービス等の事業量見込み

ア 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護，洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	848	906	941	970	1,000	1,030
利用時間 (時間/月)	10,174	10,951	11,630	11,990	12,360	12,730

※平成26年度の実績は見込値(以下同じ)。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護，外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	52	53	54	55	56	57
利用時間 (時間/月)	4,305	4,497	4,294	4,370	4,450	4,530

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	38	40	45	50	55	60
利用時間 (時間/月)	383	449	495	550	605	660

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	24	24	27	30	33	36
利用時間 (時間/月)	290	311	311	345	380	415

⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
利用時間 (時間/月)	0	0	0	300	300	300

①～⑤合計

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	962	1,023	1,117	1,106	1,145	1,184
利用時間 (時間/月)	15,152	16,208	16,730	17,555	18,095	18,635

※サービス見込み量の単位

人/月：1か月当たりの利用人数

時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日/月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

イ 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	829	828	851	860	870	880
利用日数 (人日/月)	14,445	14,671	15,521	15,685	15,870	16,050

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	1	1	2	2	2	2
利用日数 (人日/月)	12	5	24	24	24	24

■自立訓練（生活訓練）

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	59	44	32	32	32	32
利用日数 (人日/月)	970	636	544	550	550	550

③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	39	46	45	55	65	75
利用日数 (人日/月)	743	846	858	1,050	1,240	1,430

④ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	233	395	569	600	620	630
利用日数 (人日/月)	4,701	7,483	11,088	11,690	12,080	12,280

⑤ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	691	822	862	890	910	920
利用日数 (人日/月)	11,495	12,744	13,773	14,220	14,540	14,700

⑥ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	94	95	96	96	96	96

⑦ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	93	97	106	120	130	140
利用日数 (人日/月)	445	459	446	500	550	590

ウ 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム） ※従前の共同生活介護（ケアホーム）を含む。

共同生活援助は、知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴、排せつ、または食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(A) (人/月)	217	242	245	260	270	280

② 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	528	494	489	490	490	490

エ 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。平成27年度からは障がい福祉サービスの利用に際し、サービス等利用計画の作成が必須となるため、利用者数の大幅な増加が見込まれます。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人)	119	180	242	3,700	3,800	3,900

※指定特定相談支援事業者が作成するもののほか、セルフプラン（本人や家族、支援者等が作成するもの）を含む。

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	3	2	2	5	6	7

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第3期(実績)			第4期(見込み)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	47	115	119	125	130	135

(2) 地域生活支援事業の事業量見込み

本市では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

ア 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
相 談 支 援 事 業	障がい者相談支援事業	(か所)	9	9	9	10	11	12
		(件/年)	22,165	23,273	24,000	25,000	26,000	27,000
	地域自立支援協議会	(か所)	1	1	1	1	1	1
	障がい児等療育支援事業	(か所)	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業		(か所)	5	5	6	7	7	7
住宅入居等支援事業		(か所)	1	1	1	1	1	1
		(件/年)	16	11	12	12	12	12
成年後見制度利用支援事業		(か所)	1	1	1	1	1	1
		申立支援 (件/年)	8	8	10	12	14	16
		利用支援 (件/年)	3	7	24	30	45	60

イ 意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者設置事業	(か所)	3	3	4	4	4	4
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(件/年)	554	632	600	610	620	630

ウ 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	34	46	79	50	50	50
自立生活支援用具	(件/年)	70	64	69	70	70	70
在宅療養等支援用具	(件/年)	88	95	85	90	90	90
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	254	249	281	250	250	250
排泄管理支援用具	(件/年)	9,693	9,727	9,800	9,850	9,900	9,950
住宅改修費	(件/年)	13	18	21	20	20	20

エ 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
移動支援事業	(か所)	68	76	78	80	82	84
	(人/月)	216	251	191	200	210	220
	(時間/月)	1,589	1,772	1,549	1,580	1,610	1,640

オ 地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター Ⅰ型	(か所)	4	4	5	6	6	6
	(人日/月)	4,278	4,223	5,000	5,500	6,000	6,500

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター Ⅱ型	(か所)	1	1	1	1	1	1
	(人日/月)	221	181	181	180	180	180
地域活動支援センター Ⅲ型	(か所)	4	5	5	5	5	5
	(人日/月)	929	1,010	1,023	1,030	1,030	1,030
地域活動支援センター (基礎的事業)	(か所)	3	2	3	3	3	3
	(人日/月)	480	428	538	540	540	540

カ 発達障がい者支援センター事業

地域における親の会などの連携や協力のもと、発達障がい児・者や保護者の相談支援の実施、個別の支援計画の作成、サービス調整支援の実施や、連絡調整会議においてコーディネーターの中心となり、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係部局、機関等の関係者を集めて、発達障がい児・者の個別の支援計画を作成するためのチームづくり、及び職員の研修等の実施など、発達障がい者の支援体制の確立を推進します。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
発達障がい者支援 センター	(か所)	1	1	1	1	1	1
	(相談件数/月)	145	141	150	150	150	150

キ 福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行います。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
福祉ホーム事業	(か所)	2	1	1	1	1	1
	(人/月)	4	2	2	2	2	2

ク 訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障がい者に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴サービスを提供します。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問入浴サービス事業	(人/月)	22	24	24	24	24	24
	(回/月)	124	123	132	132	132	132

ケ 更生訓練費・施設入所就職支度金給付事業

更生訓練費給付事業は、就労移行支援事業等を行う施設に入所している障がい者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

施設入所就職支度金給付事業は、就労移行支援事業等を利用し、就職等により、自立する障がい者に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
更生訓練費給付事業	(人/年)	83	74	90	90	90	90
施設入所支援支度金 給付事業	(人/年)	2	5	1	1	1	1

コ 生活支援事業

日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、本人活動の支援等を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活支援事業	(回)	21	20	20	20	20	20
	(人/年)	97	76	120	120	120	120

サ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日中一時支援事業	(か所)	70	74	81	80	80	80
	(人/月)	964	1,138	1,099	1,100	1,100	1,100

シ 生活サポート事業

介護給付支給決定以外の者であって、障がい者等が地域で自立した生活を行うために、日常生活に関する支援、家事などの支援を行います。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活サポート事業	(か所)	14	14	14	14	14	14
	(人/月)	0	0	0	1	1	1

ス 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を促進したり、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催したりすることをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。また、手話、要約筆記、点訳、朗読等の奉仕員の養成研修事業や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	(回)	249	241	238	240	240	240
	(人/年)	3,004	3,463	3,412	3,400	3,400	3,400
芸術文化講座開催等事業	(回)	1	1	1	1	1	1
	(人/年)	232	137	205	200	200	200
点字・声の広報等発行事業	(種類)	5	5	12	12	12	12
	(回/年)	63	43	45	45	45	45
奉仕員養成研修事業	(講座)	6	6	6	6	6	6
	(人/年)	122	103	93	100	100	100
自動車運転免許取得事業	(件/年)	20	22	26	25	25	25
自動車改造費助成事業	(件/年)	54	64	44	60	60	60

(3) 児童福祉法上のサービス事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

各サービスの内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

ア 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援	(人/月)	769	1,051	1,029	1,200	1,200	1,200
	(人日/月)	4,953	7,402	8,120	8,400	8,400	8,400

イ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
保育所等訪問支援	(人/月)	0	0	5	30	45	60
	(人日/月)	0	0	14	120	180	240

ウ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
放課後等デイサービス	(人/月)	614	452	411	500	550	600
	(人日/月)	2,060	1,084	1,407	1,500	1,600	1,700

エ 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。平成27年度からは障がい児通所支援の利用に際し、障がい児支援利用計画の作成が必須となるため、利用者数の大幅な増加が見込まれます。

なお、障がい児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなり、また、入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

区 分		第3期(実績)			第4期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障がい児相談支援 (障がい児支援利用計画 の作成)	(人)	10	33	26	1,900	1,950	2,000

※指定障がい児相談支援事業者が作成するもののほか、セルフプラン（本人や家族、支援者等が作成するもの）を含む。

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

計画の実施にあたっては、市の関係課をはじめ、倉敷地域自立支援協議会、障がい者、障がい者団体やボランティア団体、医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携はもちろん、近隣市町との連携のもと、県障がい福祉計画に基づく障がい福祉サービス圏域による広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

さらに、今後の制度改正などの変化に対応するため、国・県と連携しながら施策を展開していきます。

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、障がい福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。